
平成26年 第3回 築上町議会定例会会議録 (第3日)

平成26年9月9日 (火曜日)

議事日程 (第3号)

平成26年9月9日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (13名)

1番 工藤 政由君	2番 小林 和政君
3番 宮下 久雄君	4番 西畑イツミ君
5番 西口 周治君	6番 塩田 昌生君
9番 吉元 成一君	10番 武道 修司君
11番 塩田 文男君	12番 工藤 久司君
13番 中島 英夫君	15番 信田 博見君
16番 田村 兼光君	

欠席議員 (2名)

8番 丸山 年弘君	14番 田原 宗憲君
-----------	------------

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君	総務係長 脇山千賀子君
-----------	-------------

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	進 俊郎君		
会計管理者兼会計課長			麦田 厚子君

総務課長	……………	則行	一松君	財政課長	……………	八野	繁博君
企画振興課長	……………	渡邊	義治君	人権課長	……………	金井	泉君
税務課長	……………	神崎	一浩君	住民課長	……………	加藤	秀隆君
福祉課長	……………	平塚	晴夫君	産業課長	……………	田村	啓二君
建設課長	……………	平尾	達弥君	都市政策課長	……………	久保	和明君
上水道課長	……………	加來	泰君	下水道課長	……………	古田	和由君
総合管理課長	……………	松田	洋一君	環境課長	……………	進	信博君
農業委員会事務局長	…	西畑	尚幸君	商工課長	……………	中野	康弘君
学校教育課長	……………	繁永	和博君	生涯学習課長	……………	宮尾	孝好君
監査事務局長	……………	永野	隆信君				

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
吉元 成一	1. 観光行政について	①大河ドラマで、黒田官兵衛が放映されているが、宇都宮氏の史跡めぐりなど、取組む予定はあるのか。
	2. 自治会公民館、集会所及び学習等供用施設について	①築城クラブ（通称）の利用の取扱いについて
	3. 基地対策について	①議会の基地対策委員会と八津田地区、築城地区の基地対策委員会と連携を図っていく必要があると思うが、執行部としてどのような協力を考えているのか。
	4. 町営住宅について	①町営住宅の家賃について問う。
武道 修司	1. 職員採用について	①「ほどほど世代」にどのような人材を選考の基準にしているのか。 ②どのような人材を採用したいのか。
	2. 社会に対応するための教育について	①競争心（競争意識）をどのように考えているのか。また、どのように指導していくのか。
	3. 広報ちくじょうの町長室だよりについて	①広報ちくじょうの7月号の町長室だよりで、「概ね反対する者数名」と記載されているが、誰のことか。 また、「将来50年後の人口減」の言葉が記載されているが、誰の発言かをお聞きます。 「統合しようとは一度たりとも」と記載されているが、その真意は。
西口 周治	1. 保育料の第3子無料化について	①無条件にするつもりはないか。「現在は3人共保育園（未就学）でないと受けられない。中長子等が小学校に入学した時に、無料化は打ち切られているが。」
	2. 教育問題について	①全国模擬試験の結果は。 ②現在の6：3制をどう考えるか。新たな方針はないのか。教育改革をやる気はないか。
	3. 公有施設の老朽化について	①学校の耐震診断結果は。危険度の1～5位は。 ②他の施設の耐震度はどうか。 ③建替えの順番（公有施設）は。年次計画及びその金額は。

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
塩田 文男	1. 町長室だより（広報）について	①広報ちくじょう7月号の町長室だよりについて ②学校とアンケートについて
西畑イツミ	1. 防災について	①土砂災害危険箇所の調査及び対策について ②災害時要援護者名簿は、避難場所までの避難誘導は。 ③防災知識の周知はどのようにしているのか。
	2. 公共施設等総合管理計画について	①計画の策定の進捗状況は。
	3. 町税等の収納率向上について	①町税・保険税・住宅家賃等の収納率向上をとの指摘事項への取り組みを聞きたい。
	4. 県の制度の活用について	①難聴対策の補助について ②耐震化補助制度の活用の考えは。
	5. 認知症対策について	①大牟田市の取り組みを取り入れる考えは。
小林 和政	1. 自治会の運営実態について	①自治会とは。 ②自治会長とは。 ③交付金の実態と主旨について。 ④自治会と行政の関わりとは。

午前10時00分開議

○議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

ここで、議長からお願いがあります。一般質問は通告制をとっていますので、通告に従って質問するようにお願いします。また、執行機関は通告の内容通知を受けたなら万全の準備を整え、責任の持てる的確な答弁を願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（田村 兼光君） 日程第1、一般質問です。

これより順番に発言を許します。一般質問は8人の届け出があり、本日の質問者は6人といたします。また、質問は前の質問者席から行ってください。また、答弁を行う者はその都度氏名を告げて発言してください。

では、1番目に、**9番、吉元成一議員**。

○議員（9番 吉元 成一君） おはようございます。

議長から今申されましたように、質問事項の順を追って質問していきたいと思えます。

まず最初に、観光行政についてという大きな題目で事項で挙げていますが、内容は大河ドラマで黒田官兵衛が放映されている、今、真ただ中でありまして。特に、先々週ぐらいから城井ほうが、築上町のほうが出ていますし、いろんな小山田だとかいっぱい出ていますけれども、この宇都宮氏の史跡めぐりなどに取り組む予定と申しますか、町の商工課のほうでそういった、今、具体的な取り組みをどのような形でやっているかというのを伺います。

○議長（田村 兼光君） 中野商工課長。

○商工課長（中野 康弘君） 商工課、中野でございます。

ただいまの御質問、宇都宮氏の史跡めぐりなど取り組みはということでございますけれども、町としましては、まず、バスツアーを計画しております。

ただ、町でバスツアーを組むとなると旅行業違反ということになりますので、北九州市内の旅行会社とタイアップいたしまして「宇都宮氏VS黒田官兵衛・長政ゆかりの地を訪ねる」と題しまして、日帰りのバスツアーを組んでおります。

ツアー内容でございますけれども、宇都宮氏の歴史の研究者、第一人者であります則松さんを案内役に、大体9回ぐらいゆかりの地を訪ねる計画をいたしております。めぐる地でございますけれども、築上町では宇留津城とか旧蔵内邸、そして天徳寺、城井ノ上城址、それから犀川豊前線を利用して求菩提資料館、そして中津城、城井神社、扇城神社、合元寺などをめぐるコー

スです。また、昼食は「まこちの里」でとるような計画をいたしております。

そのほか、個人で史跡めぐりを行う場合は町のガイドブック等に掲載されております宇都宮氏歴史散策コース、こういったコースを紹介しております。

また、近隣町村とともに「官兵衛ゆかりの地スタンプラリー」というものを実施しております。築上町では宇都宮氏のゆかりの地であります天徳寺、それから城井ノ上城址、そういったところにスタンプを置いて、皆様方に史跡めぐりを行ってもらっております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） 課長、9回程度ということですが、もう9回で終わりですか。じゃあ、もうドラマが終わったら、お湯が冷えたときみたいに、温かいときはばーっと湯気が上がるけど冷めたら上がらないと、そういう一瞬の熱が出ていたというぐらいの観光行政の取り組みのことを聞こうと思って質問したんじゃないんです。

旅行業者とタイアップしてやると言うけど、じゃあ、具体的にそれをやってどこが利益を得るのか、築上町に何のプラスがあるのかということまで深く掘り下げた説明もしていただきたいと思いましたが、それと、個人で来る場合はあれを見てもらえばわかると、いろんな資料を見てもらって行く。じゃあ、この間、宇留津城が出ましたよね、跡が。そこを見ようと北九州の八幡のほうから電車で来とんのです。じゃあ、日曜日着きました。どういった交通手段で行っていいんでしょう。タクシーしかないでしょう。でしょ。

もう何カ月か前に町長たちが姫路かどこかの方々と交流か何かしたはずです。そのときに参加した相手方が人がぜひということで、築城駅におり立った。そしたら船迫のほうで展示して説明か何かいろいろずっとありよったみたいですけど、それは町民に聞いても知らないんです。たしか船迫の窯跡のところできりよった。足はどうして確保するんですか。タクシーでめいめい行ってもらえないんです。あれタクシーで往復して金かかります。わざわざ遠距離、足延ばしてここまで見に来て、じゃあ、どこに問い合わせたらいいんだと。皆さん仕事もあるし、土曜か日曜が主に見に来る日としては集中していると思うんです。そういったときには役所に電話しても連絡はつかんと。

じゃあ、どうするのかと。これから9回しかしないんですか。そうじゃなくして、観光会社にもうけさせるだけのためのツアーというか、そういうのを組むんですか。そら、業者喜ぶでしょう、いいチャンスだから。でも、築上町にとってそれがプラスになるのかと。少し知ってもらいかもしれないけど、ドラマ終わったら終わりです。違いますか。結局、黒田官兵衛がドラマ化されるということが知れわたったときから私一般質問で言っていますが、じゃあ、築上町にいろんな、宇都宮だけじゃなくしていろんな史跡があるんだよと、観光の財源がいっぱいあるんです

よと。じゃあ、観光協会とタイアップしながら町民の代表の方と話し合いをしながら、やっぱり本当に人が集まってこないところにはお金も落ちないんですから。築上町を日本全国に知らしめるような取り組みをやったらどうかという遠回しな言い方を何回もしたと思うんですけど、いまだ何もやってないやないですか。何ですか、玄関にある旗とか、あんなのつくってますけど、じゃあ、あれでPRできるんですか。来ればわかるけど来ない人はわからないんです。そしたら、あそこにも行きたいけど、もう年とった方が興味を持った人が多いんです、特に、お年寄りの方が。だからそういった人たちは、もう高齢になると車に乗ってここまで来れないんです。だからそういったときに、商売的なことは町はできないとあなた言いましたけれども、だから業者とタイアップするんだと。業者さんがツアーを組んでやればできると。そらそうでしょう。しかし、城井ノ上城を訪ねて、宇都宮の歴史をたどって、たまたま黒田官兵衛がクローズアップされて、今テレビであるとおります。宇都宮の名前が出てきたと。じゃあ、城井というところはどこなんだろうかと。どんな史跡があるんだろうかと、興味のある人はみんな見に来たいんです。ところが、着いたら、一、二キロの範囲にずっとあればいいけど寒田まで行ったら築城の駅から18キロから19キロ、あの奥まで登れば二十何キロあるんです。「はあ、大変なところに来たな」と、僕が、もし行ったらそう思います。

いろいろ言いましたけれども、毎週1回、1往復か2往復の時間を切って、それはどこの人にも調べたらわかるようなバスを出すと。町のバスがある、小学校とか中学の送り迎えしよるバスがあるでしょ。それで送り迎えちゅうか、ずっとこう回るとか。例えば20人乗れるぐらいのバスでちゃんと案内できないものかと。じゃあ、則松さんがいなかったら何も案内できないんですか。築上町の観光課に、それは職員が旅行会社の社員かわからんぐらい一生懸命やりよる人もいます、悪い意味じゃなくて、いい意味で。そういう人たちが説明できないか。課長、このことに対してあなたスペシャリストで、あなたが全部説明し切らんやったら観光課の課長務まりません。違いますか。

だから、そういった計画を持っているのかと、今後考えないのかということについてお伺いしているんです。

○議長（田村 兼光君） 中野商工課長。

○商工課長（中野 康弘君） 商工課、中野でございます。

ただいまの御意見、大変参考になりますし、当初そういったことを考えておりました。初め私が申しましたけども、旅行業法でちょっと法律に抵触するということがちょっと気になる点でございます、そういった町のバスで私が案内して回るというのはちょっとどうかということで、まだ決定はしておりません。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） （ ）でしょう。

観光課では執行部で話し合いをして、いわゆる今町内をめぐるバスがあるでしょ。業者のかわりに今やりよるやないですか。町民を椎田の駅前までとか、そういったルートがあるやないですか。ちょっと変更して、1日1本でも通らせるとか、時間を切って。そういう方向性でやって、おろしとって、また帰りに拾うとか、いろんな方法があると思うんです。密集しているところやないとそれはできないかもしれないけど、それやったら1週間に1回あるいは2週間に1回ぐらいはこうして築上町がバスを出しますんで、その時間に合わせて観光に来てもらえないでしょうかというようなことを宣伝すればいいわけでしょ。それを今検討しよう、今から考えよっても、もうこの官兵衛が終わったら熱は冷めます。冷めんように、終わった後も続けるような観光行政を、先を見据えたことを考えてこの問題を取り組まなきゃいけないと私は思いますが、あなたは どう思いますか。

○議長（田村 兼光君） 中野商工課長。

○商工課長（中野 康弘君） 商工課、中野でございます。

確かに議員のおっしゃるとおり、先を見据えて計画をしていかなければなりません。先ほどバスツアーのお話をいたしましたけども、これも6月ぐらいから取りかかっております。確かに8月31日の大河ドラマ、鎮房が登場するころに合わせて、9月から11月ということで計画しておりました。これからも先を見据えて計画することがやっぱり大切だなと思っておりますので、今後ともそのようにさせていただきます。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） じゃあ、先ほど蔵内邸のことを言っていましたけど、ことしは冷夏で余り暑くなかったですよ。けど、例年、今ここ最近、もう猛暑です。でも、あそこで臨時で働いていた職員亡くなったでしょ。それは日ごろの疲労の蓄積から倒れたのかもしれないけれども。お客さんが見えるのに、中見てもらうのに、クーラーがないらしいやないですか。幾らかかります。やっぱりちゃんとした設備投資をしないと人は寄ってこないと思うんですけど。冷暖房ぐらいは完備すべきだと思いますが、課長、どう思います。

○議長（田村 兼光君） 中野商工課長。

○商工課長（中野 康弘君） 商工課、中野でございます。

ただいまの蔵内邸の冷暖房のことですが、クーラーの取り付けに関しては生涯学習課の文化財のほうからちょっと遠慮してくれということでございますので、現在、扇風機、それから暖房についてはファンヒーター、そういったもので対応しております。

それから、クーラーについては、宝蔵——宝蔵でございますけれども、そこについておりますので、暑い場合、お客様がちょっと気分の悪い場合はそちらのほうに案内して涼んでもらっております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） 倒れて亡くなったのはお客さんやないでしょ。案内人か説明員か知らないけど、そういう立場におった人でしょ。

それは文化財だから、穴ほいだりとか、くっつけたりとかするの非常に困るということでしょうけど、じゃあ、今の時代ですから、穴ほがなくても据えておくとか冷房ができるような機械もあると思うんです。僕は電気屋やないけ、よう知らんけど。そんなん言いわけに過ぎんです。やっぱり来たときに気持ちよくゆっくり見学ができるような施設に、できたら変えてほしいと、そういうことです。

町長に最後にこの点でお伺いしますけど、町長はこの大河ドラマで築上町がイメージアップちゅうか、アップされるのは、だからこうだあだと宣伝もしていましたけれども、町長は、今商工課の課長が言いましたけど、それ以上の考えはありませんか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） この大河ドラマ、（ ）の回があつて4週築上町のことが放送してもらえるとということになりました。

しかし、これが一過性であつてはならないと、これをやっぱり起爆剤として、やはり築上町の観光行政、これを持続可能な形の観光につなげていくということで、これがやっぱり大事だろうと、このように考えております。

そういう形の中で、今、議員からも提案がありましたように、観光会社等々と連携しながら、要は築上町の産物がツアーに来た人を買って帰ってもらえると、こういうふうなコンセプトを持ちながらちゃんとしたやっぱり計画を立てていくべきだろうと、このように考えます。最終的にはメタセに寄ってお土産を買って駅まで送ると、これがやっぱり最良の観光行政やないかなと。そのためには、築上町、たくさん資源がございます。官兵衛の関係、宇都宮の関係、これの関係の史跡、それから菅原道真公という、やっぱりこれは偉大な方でございますので、将来はこれも大河ドラマになってくる可能性もあります、道真公が。

そういう形の中で、こういう、やっぱり大事な資源を生かしながら築上町の産業の発展に寄与するような形の観光行政はできるということをやっぱり追求していかなければいけないと、このように考えておりますので、大河ドラマ終了時点まで何とかこれを成就していくということで、今、観光行政頑張っておりますけれど、なかなかまだそこまでは行っていないということで、こ

れが定着した観光行政になるように頑張ってもらいたいと、このように考えております。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） 築上町は農業が中心の町だということは皆さんも御承知のことで私もそう思っていますけれども、次にこれだけの観光の資源があるんですから、じゃあ、それをうまく生かしていこうということで、たまたま寄付等もあって蔵内邸を買うようになりました。蔵内邸を購入することについては議会でもいろいろな論議がありました。町民の間でもいろんな意見もあったと思います。しかし、いまだにお金をかけて蔵内邸に手を入れて、今度の予算にも上がっていますよね。莫大なお金がかかっています、町費が。だから、それを本当にしてよかつたと、町民みんなが思うような取り組みを、言い過ぎかもしれませんが、今築上町のことが肩にかかるとるのは中野課長、あなたですよ。あなたのところが一番今重要です。ほかのことはいろいろ、ほかの課もありますけれども、今一番みんなが注目しているんです。やっぱり、スタンプラリーとか言うけど、スタンプラリー、僕、どこから始めるかどこに行ったらラリーのカードがあるかも知らないんです、恥ずかしながら。皆さんの中にもほとんどの人が知らないと思うんです。じゃあ、どこでそれを町民にも理解してもらうか。やっぱりそういったことを広めんで、ただやっていますち、聞かれたらやっていますだけじゃだめなんです。1人でも多くの方がそれに参加するように、町民こぞって参加できるような、何か、こう楽しみをその中につくるというような計画性を持って、これに係っていいと思うんです、あなたの仕事は。これから頑張ってください。

続きまして、自治会公民館等集会所及び学習等供用施設についてということで質問しています。

特に、通称「築城クラブ」と言いますけど、下築城と上築城のところにありますよね。それと、僕はソピアをつくる段階で、でき上がって、最近まで勘違いしていました。文化会館という位置づけかなと思っていたんですけど、そうではない、公民館的にも使えるということ聞きまして、上築城の自治会長に聞いたところ、上築城の自治会の会議にも使用させていただいていますということやったんで、ちょっと質問のやり方変えないけんかなと思ったんですけど。

来年度、東築城の集会所——じゃないんですよね、あれ。有本薬局の裏にある狭いところ、駐車場のないところ。あそこはやっぱり学供です。学習等供用施設については町の財産だと、集会所の場合は半額の自治会が負担をしなければいけないと。学供についてはそういう形の位置づけだったら負担割合が物すごく軽くなるということ聞きまして、見た目からも見ても私は鉄筋の構造物、専門家やありませんからわからなかったんですけど、耐用年数が60年とかいう話を聞きました。60年ちゆうたらもうむちゃくちゃです。あそこ、十数年前はあそこで通夜をして葬式をした方がおられました。僕もお参りしたんですけど、おり場がないんです。で、車をとめるところがないんです。

で、築城クラブというあそこももうかなり古いですし、車ももう学習等供用施設をして何かの行事をやるようなことに使う場合は、もう使えるような状態やないんです。実質上、村の集まりぐらいしか使えません。

そして、ソピアができたときに、あそこは上築城、下築城、東築城で合同で神幸祭やっていますけど、それと山車のタイヤとかいろいろなものを、材料をソピアで格納、直すことができるというような勘違いしとった。そういったところもないんです。そして、聞くとところによると、東築城の自治会長のところに訪ねて行って、どんなふうでしょうかと言ったら、まあ、お年寄りが多くて、ソピアで東築城の自治会の敬老会するちゅうてもあんな遠いところ行かんちゅうような人がおると。だから、東築城の集会所は今のところでもう仕方がないというような言い方をしたんです。そら、お年寄りばかりの自治会やないですから。やっぱり六反田の住宅跡地、あれ、不動産屋みたいに築上町が売り出しかけると、分筆して売り出しかけるとか言ってましたけど、ああいった町有地を利用して、3地区が使えるようなものをつくってあげたらどうかなという気持ちで質問する気になったんです。

しかし、まあ、いろんな事情があるみたいです。いろんな事情があるみたいですが、来年、防衛省にかけて東築城の学供は防音工事をやると、次の年に築城クラブをやるということになっているんです。これ、両方したら、もうほんと1軒建てたほうがいいぐらい金がかかるんです。

だからそういった意味で、今後築城地区だけじゃなくして、やっぱりもう古くなって困っている人、あるいは住宅なんかは集合住宅一丁畑の住宅なんかは個人の家と違って仮通夜もできないんです。それでやっぱり経済的なことをいろいろ言ったら失礼かもしれませんが、葬祭場借りてお金使って葬儀をできないような方もおられる。生活困窮者、生活保護所帯もおられるし、お年寄りの方もおられます。ひとり暮らし方もおられると思います。そういった人たちができるようなものを、そういった施設ができればいいなという気持ちから質問する気になったんですけど、いかがなものでしょうか。

築城クラブがもう防音の関係でやるというんですけど、大体予算的にもう来年度か何か、再来年度か、今年度やから来年度ですか、大体幾らぐらい、東築城の学供と築城クラブの大まかな予算で大体どれぐらいかかるんですか、工事したら。まだそこ出ていないんですか。

○議長（田村 兼光君） 宮尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮尾 孝好君） あくまでも今の段階で、概算の事業費しか出ておりませんが、両方の施設につきまして、1億五、六千万ほど概算では出ております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） 建った年度違うと思うんですけど、東築城の築城クラブ、あと耐

用年数大体どれぐらいあるんですか。取り壊したら補助金返さないかんちゅう。

○議長（田村 兼光君） 宮尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮尾 孝好君） 築城クラブ、築城地区の学供につきましては昭和52年に建設されております。築37年になります。先ほど言いました60年の耐用年数を数えますと23年ですか、まだ残っております。

東築城についてもほぼ同じぐらいです。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） じゃあ、防音工事じゃなくして、もう傷んでいるから改築するような補助を出してくれと言ったら出るんですか。防音工事に今度は限られとるんでしょ。

○議長（田村 兼光君） 宮尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮尾 孝好君） 今計画しておりますのは、大規模改修といいまして、空調機器、外装、全てについてバリアフリーとか、そういう形の改修を計画しております。

雨漏りというか漏水等がありましたら、逐次うちの町のほうで改修をしております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） 宮尾課長も今築城に住んでいると思うんですけど、やっぱり僕が今言いよることに対して、なるほどと思う節はあると思うんです。だけどやっぱり自治会の代表者等と一回じっくり話し合いをして、理解をしてもらわんと何もかも一緒の考え方持つとるんです。そうしないと前向きに進まないと思うんですが、今後そういった話し合いをする気ありますか、また、してもらいたいと思うんですがどうですか。

○議長（田村 兼光君） 宮尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮尾 孝好君） 東築城の学供につきましても、自治会長なり役員と協議を重ねて27年度に大規模改修の計画をしております。27年度以降、下築城地区の学供、通称の築城クラブですけど、それについても自治会の役員等で協議させていただいてよいほうに持っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） 通称築城クラブについては玄関のほうに何台か車をとめられるスペースがあると思うんですけど、東築城の場合はもう全くないんです。駐車場についてはどのように考えていますか、町の施設ですから。

○議長（田村 兼光君） 宮尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮尾 孝好君） 東築城の学供につきましては、何台かとめられますけど、もう

数は限られております。駐車場についてはそこまでまだ検討を重ねておりません。また自治会長とも協議を重ねて、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） お年寄りの方が多くて、ちょっとお孫さんとか息子さんとかが車に乗せてそういったところに行く場合もあると思いますし、今の時代ですからもうほとんど車で動くんです。500メートル先でも車で動くような状態ですから、やっぱり駐車場が一番ネックになると思いますので、いろんな面において、やっぱり自治会長だけじゃなくして、皆さんの、若い人からの意見とか、自治会の集まりか何かを開いたときに役場としてやっぱり聞き取りして、こうしなければいけないのではなかろうかという検討をしていただきたいと思います。よろしいですか。

次に、基地対策についてと、これは基地の中のどうのこうのということで今回やっていません。

まず、佐賀のオスプレイの問題から、沖縄の問題から、今も米軍の問題から、いろいろ全国的に報道されていますけども、オスプレイについては、町民の中でもどうせ飛行機おるやんけ、築城に誘致したらどうかと、配備させたらええやないかという話も出るんですけども、僕勉強不足でしたと思うんですけど、オスプレイは陸上の所属だということで、築城の場合は航空自衛隊だから、ちょっと趣旨が違うというようなことを言っていましたけれども、そういったことも含めて、やっぱり町民の中に温度差があるんです、基地問題に関して。

皆さんも御承知のとおり、椎田は八津田地区の自治会長会で基地対策委員会があります。築城は、築城全体の自治会長会で寒田の人も委員になっています。議会には、御存じのとおり、今重要な時期だからということで人数をふやして12人です、全員協議会みたいなものです。それだけ基地問題について、町民のためにやっぱり議会が頑張らないかんという気持ちがあるから12人の委員会ができたと思うんですが、じゃあ、何の活動をしているか。僕はその委員長を仰せつかっていますけど、何もしてないち言われたら何もしてないと思うんです。だから、先般八津田地区の代表者と築城地区の代表者、それと議会の代表者も私ですから代表者で話し合いしました。あした基地対策委員会を開く予定なんですけど、話し合いをした結果、やっぱりオスプレイ呼んだらどうかちゅう人もおるし、だめだちゅう人もおるんだと、いろいろあるから一回合同の会議を持ちたいんだと、持ちたいんだけども、どうするかって言ったらやっぱり委員さん皆さんの個々の意見を全部集約して、じゃあ、八津田地区ではこういう考え方ですよと、築城地区はこうですよと、議会としてはその意見を聞きながら、こうしましょうかという議会の、委員会の決定も必要だと思います。

我々はそこまで考えて、過去においては、合併してからチアフルに3つの団体がほとんど全員

集まって、そこで、これだけ集まっても統制がとれんから代表者会をつくろうということで、代表者会つくりました。

でも、防衛局とか——昔の防衛省だけど——防衛局の福岡とか、あるいは国会議員が見えたときは執行部出てくるんですけど、そういう話し合いの中に、年に1度の総会には皆さん案内がついて執行部出てきていますけど、足並みをそろえて、本当にその問題を抱える地域住民が、個人の考えやないで、こういう考えも持っているんですよというたたき台を出して、テーブルの上で町民と論議すべきだと思うんですけど、町長、その点についてどういうふうに考えますか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） そういう会議を行いながら、基地問題をちゃんと理解し、そしてまたいろんな諸問題が出たときは解決していくと、これは大事ではないかなと思っておりますし、議会事務局とそれから町の企画振興課、タイアップしながら、連絡とりながら、お互いの会がうまくいくように、それは大いに結構だと思っております。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） 町長、1つの飛行機に税金かけるとか、かけてもろたらいいとか、見返りもらうんだというような意見、これはもう漫画みたいな話ですけど、なかなか認めてくれないと思うんですけど、やっぱり今、態様変更して幾ら、今度何か来たから幾ら、期限内に5年なら5年、10年のうちに少しずつ減らして最後はゼロになる。言葉悪いんですけど、あめ玉なめて喜ぶ子供の心境に町民をしたらいかんと思う。これは立ち退けと言うても立ち退かんちゅう事実はあります。築城基地がどれだけ防衛のために、公務員のために犠牲にならなきゃいけないかということは、ここにおる皆さんも町民のほとんどの方も理解していると思います。

だから、少しやっぱり町を挙げて強硬な姿勢で、もう少し町民のことを考えてくれと、防音の線引きについてもそうです。町内全戸してくれというぐらいの意気込みで、議会とか住民がやあやあ言いよるやんけど、僕は帰って抑えないかんと。防衛省に陳情に行つて、町長が、何か手土産くれんと僕は帰られんから、あんたのとこの庁舎の前にテントを張って泊まるしかないというぐらいの意気込みをしなくても、町民にそれぐらいのパワフルな町長の基地問題に対する考え方を示す機会をつくるべきだと。これはその足がかりとして、この議会と八津田と築城の自治会の基地対策委員会の中にハッパかけるぐらいの、町長、意気込みで取り組んでいただきたいと思うし、町長が出られない場合は副町長なり、こういった会議に今後したいと思いますので、ぜひ出ていただきたいんですけどどうでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） そういう会合があれば極力、御案内あれば、出てまいりたいと、このように考えておりますし、議会事務局それから企画振興課の中で町長、議長出てもらおうという話

になれば、それは当然やぶさかではございませんし、それから、先ほどのいろんな態様変更というのはありますよね。今度もF2がこちにF15からかわって来ます。これも私は態様変更と思っておりますし、そういう形の中で態様変更の協議については福岡防衛局——九州防衛局ですか、今——十分話をしながら防音区域、特に平成4年以降に建った家がまだ全く何らの防音の対象になっていないということで、これは私は強く、これを暫時、全てをとというわけにもいきません、一挙にというわけにはいかないから、逐次、平成4年以降から建ったのを順次やっていくような方策を何とかやってくれということで、今も申しておりますし、それを何とか実現しながらこの態様変更にはオイテいくべきだろうとこのように考えております。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） 町長、何事も一発で頂点を目指そうというのは難しいと思うんです。町長も町長になるために役所をやめてから失敗もして、また議会に出て、新たに挑戦して町長になりました。でしょ。それと同じで、やっぱり何ごとも一発でスムーズにいけばいいけどいかなと思うんです。いつも陳情に行くんです。議会の基地対策で行きます。副町長と一緒に御足労願うときもありますけれども、行ったら向こうの言う時間で限られて30分なら30分しか陳情できないんです。書いたものを読んで、この決定について、二、三、皆さんがせっかくお金使って、町民の血税使って東京まで行くんですから、あるいは福岡に行くんですから、そら「検討させていただく」「前向きに検討する」だけで、もう10年前、15年前の陳情が「検討」ですよ、まだ、いまだに。それを1つでも実現するように、これはこっちサイドの、我々サイドの努力で実を結ぶような、向こう側のほうはぼちぼち防音工事の線引きのラインを少し変えようかなと、何十年たって変えたんですか。そういったことじゃなくして、やっぱり築城基地に関してはちょっとやらんと地元がうるさいぞと、それぐらいの取り組みを町を挙げて、町長、僕はやるべきだと思うんです。新川町長の時代に築上町は防衛省に行って座り込んだぞと、防衛局に行つてバス何台出して住民連れていってこのことに対して物申したぞというぐらいの具体的な取り組みをしていただきたいと思います。前向きに検討していただけますか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） まあ、基本的には座り込むとかそういうのは考えていないけど、住民の意思というものを強く伝えながら、基地に対する理解度、そしてまた我々がこれだけ迷惑をこうむっておるということをやっぴり国のそれぞれの職員、それから大臣が一番大事になりますけど、大臣までこの声が届くようにこの運動はやっていくべきだろうと、このように考えておまして、先ほど申したように、私も町長に就任してから大分言ってきたけどなかなか実現しない、金がないとか。大きな制度でやろうと思えばできる制度だろうと私は考えております。

このコンターの改正というのは、また騒音の測定等も必要になってきましようけど、区域内に

ある家は平成4年以降に建とうと、それ以前に建とうと、騒音の被害は同じであると、この観点に立ちながら、この問題をいち早く私はクリアしていきたいと、このような考えをずっとまだ持っているけどなかなかこの突破口は開けないというのが現状でございます。

ぜひ、いろんな態様変更があるときにはぜひこれを少しでも実現していくような形で頑張ってもらおうと、このような意気込みでございますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） 町長も昔働きよったときは組合の委員長まで務めたと聞いていますが、やっぱりそういった要求闘争をするときは一生懸命になってやらんとできないと思う。我々が築上町の議会の代表ですと、全員で来るわけにいかんから陳情に来ましたよと、お願いに行くんですね、これ、こうしてもらえませんか。そしたらその日にちも向こうに決められるんです、官僚の都合によって。でしょ。日にちも決められた上に時間も制限されるんです。何しに行ったんやろかち。せめてやっぱりそういったところからの姿勢を正してもらえるような交渉事を、やっぱり町長が東京に行ったときにそういう話を局の上の人と話をするとか。余り失礼やないかと。私はいいけど、地域の住民の代表や議会の代表の皆さんが地元の切実な気持ちを訴えに来ているのに、あなたたち自分の都合で30分で切るんですかと。それやったら1人で行ってもいいし、手紙送ってもいいんじゃないんですか。やっぱり1回行けば100万近い金要るんですから。今度議会12人やからそんなもんじゃきかんと思います、全員行ったら。そういった取り組みを、町長、今後やっぱり町長が行ったときに膝を交えた話できる、行けば議員を引き連れて何人かで行って、言うてもその場の会議の話だけになるけど、町長たち行ったらお茶飲みながら話できるんじゃないですか、しようと思えば。いろんな大臣を通じてというか、昔からのつながり、横、縦のつながりで防衛省のほうにせめてこれぐらいはと。自分のとこ勝手ばかり言わないで国会があるときは別やけどというぐらいの根回しをしていくときはしていただきたいと。それについてはやっぱり議会事務局や課長とか、課長のとこ、基地に関するところが、やっぱり、防衛省がこう言いよるけやなくて、寄せ集まらんとというぐらいの気持ちで取り組みをしないと何も認めてくれないと思いますので、今後そういう努力を、我々もしますから、お互いにやって、町民のためになるような基地問題を取り組んでいきたいと思いますので、頑張りましょう。

最後の質問になりましたが、町営住宅についてと、町営住宅の家賃について問うということですが、これ、もう何回も聞きました。滞納した人の処理についてどう思うかとか、どうしているかとか、督促も行っていると思いますけど、きょうは違った形で、町営住宅の家賃を取りに来てくれちゃうたら全戸取りに行きますか、課長。

○議長（田村 兼光君） 久保都市政策課長。

○都市政策課長（久保 和明君） 都市政策課、久保でございます。

町営住宅の家賃については、滞納家賃につきましては、夜間の訪問等をしておりますので、もし相手が来れない事情がある場合にはこちらから取りに行っております。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） 固有名詞を言うと失礼になるかもしれませんが、この家から言われたら絶対取りに行くちゅう家があるみたいなんですけど、これどういうことですか。お年寄りでもちゃんと納付書を持って納付する方がおるし、その人は僕から見たら健康で車乗り回してちよろちよろしてるんですけど、家賃払いに来るぐらいのことは、自分の身体でできないような病を持った人じゃないと思うんですけど、そういう人に対してもやっぱり言われたら取りに行くんですか。行ってるでしょ、現実。名前は言いませんけど、行ってるでしょ。

○議長（田村 兼光君） 久保都市政策課長。

○都市政策課長（久保 和明君） そういう例もあります。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） そして、住宅なんかがあくと、いろんな圧力をかけて話をするみたいです。何かあったときに、今町長、町は暴力団関係者、あるいはそういった人と親交のある人は、住宅に入れないちゅうちゃんとできとるでしょ。自分からそれをにおわせるようなことを言うんですよ。そういう人もいるっていうことです。それは、家賃を取らせきよる人と別かもしれません。それ担当者が僕に言ったんですから、そういう言い方をするちゅう。それなら、ちゃんと住宅の賃貸で貸す町営住宅については、そういった人は出してもらって排除することできないんですか。町長、すべきじゃないんですか。町長、どう思います。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、暴力団と交友のある方は出ていただくという形になりますし、そういう脅しがあったという形になれば、何で報告をしてもらえば、警察のほうと協議しながら対応していくことにしますんで、そのときは職員は我慢できたんだろうと思うんですけどね、我慢の後はそういう事実があれば、ぜひ警察のほうに対応させるようにしますんで、御了解ください。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） 久保課長、そういった発言をしたときは、じゃあもう出してもらわんにゃ仕方がないですよと、これ町の方針ですからはっきり言い渡してくださいよ。黙っとくからね、自分の言いなりになると思うとるんですよ、でしょ。

今世の中の流れの中でね、そういった類の人と携帯の電話番号に登録しとっても警察が文句言う、「これ何か」ちゅうて言うような時代ですよ。もう二、三十年前のこと、時代が通用するようなことを今どきやられてね、役所の職員が仕事できる、できないと思うんです。毅然たる態

度で今後は取り組んでいただきたいと思います。

それと、町長、住宅家賃を滞納している方が、住宅をまだ明け渡してないんですけど、荷物を運び出してですよ、自分の身内をそのまま押し込もうとしてるんですよ。それ認められるんですか、町長。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） それは認めることはできませんので、許可はしません。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） ここでこやから、ああやからちゅうて名前出さんでもAさんが、Bさんがということで説明しても、1時間あっても足らんと思います。

課長、町長ははっきり言いましたね、今。だから、そういった理不尽なことを言ったときは、きちっと職員に指導して、担当職員に指導して、家賃は納付書を送ってますから払いに来てくださいと。家賃滞納してるけど、こうして退去して自分の身内を入れますよとか、知り合いを入れますよとかいうことは、そういうことはできません。みんな抽選してますからと。

特に、身体の不自由な方とか、あるいはお年寄りの方でどうしても1階やないと住めない人に対しては、1階に住ませるような形をとるけれども、それ以外の方は、ちょっとやっぱり難しいと、はっきり私の職がかかってますからぐらい言ってですね、これは久保さんだけが住宅の課長をするわけやないんですから、今後皆さんもそういう来年退職される方は別でしょうけど、そういう久保さんの位置に配属される可能性もありますんで、やっぱり職員の指導をちゃんとしてもらいたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

.....

○議長（田村 兼光君） ここで一旦トイレ休憩をいたします。再開は午前11時からです。

午前 時 分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（田村 兼光君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番目、10番、**武道修司議員**。武道議員。

○議員（10番 武道 修司君） それでは、通告に基づきまして順番に質問をさせていただきますというふうに思います。

まず最初に、職員の採用についてということで、ここに「ほどほど世代」という言葉をちょっと使ってますが、この今の時代、どのような人材を選ぶのに、どのような基準で選考しているのか。また、どういうふうな人材を採用したいというふうに考えているのかをお聞きしたいというふうに思います。

この「ほどほど世代」という言葉のところで、ちょっと説明をさせていただきたいなというふうに思います。7月の朝の情報番組でこの言葉が出てきました。実際、今全員が全員というわけじゃないんですよね。アンケートでいろんな調査をした結果、バリバリ働くことはないとか、デートと仕事があったら、デートを選ぶとか、そういうようないろんなアンケートというか、街角で意見を求めた状況の言葉です。

これ日本生産性本部というところが調査をやってるみたいなんですけど、例えば、この会社で定年まで働きたいという人が28.8%で、そういうような状況次第によっては、会社をかわってもいいという人が34.5%、28.8から見ると五、六ポイントかわってもいいよという人が多いというような時代になってるみたいです。

なぜ「ほどほど」というふうに言われるかという、仕事も例えば5時まで、決められた時間まで働けば、それ以上する必要はないだろう。人並みにここまでの仕事をすれば、それ以上はプラスアルファする必要はないだろうというようなことで、「ほどほど世代」というふうに言われているみたいです。

もう一つのアンケートというか、そういうふうなパーセンテージの中で出てきたのが、どの役職まで昇進したいか、どの位置までいきたいかということなんですけど、その主任、班長というのが10%で、前よりも何か5%ほどふえたみたいです。

昔はやっぱり課長とか部長とか、そういうふうな役職につきたいとか、最終的な役職はそこまでいきたいという目標があったみたいです。ところが、今現時点はそういうふうにも主任、班長ぐらいの、管理職にならない程度の役職がいいということが、今の若い世代の中に蔓延してる。大きな夢を持って社長になりたいというふうに言われた人たちが、昔20%いたそうです。その20%いた社長になりたいと言った人たちが、今14%で、それこそほとんどほどほどでっていうふうに、そういうふうな状況があるみたいです。

私もちょっといろいろインターネット関係でこれ調べたら、テレビでは「ほどほど世代」というふうに言われてたみたいなんですけど、ネット系ではこれ「さとり世代」というふうに言われているみたいです。

「さとり世代」どういうことかっていうと、結局バブルの崩壊以降、時代の流れの中で一生懸命頑張っても、なかなかやっぱり難しい、生きていくのに大変な状況なんだと。なら、そこまで命懸けで一生懸命働かなくても、ほどほど、そこそこ働いてすればいいじゃないかということで、時代の流れの中でもう悟りを開いたんじゃないかということで、この「さとり世代」というふうな言葉も生まれてきてるみたいです。

そういうふうな時代で、全員が全員というわけじゃありません。ウエイトとしてそういうふうな世代がふえてきたという一つの象徴的なものだろうと思うんです。

築上町として、ほどほどで仕事をしてもらうような職員は、できれば欲しくはないなど、私はそう思うんです。築上町の人間として一生懸命築上町のため、築上町の住民のために働いていただく職員が、私は必要じゃないかというふうに思うんですが、そういうふうな今のこの時代の中で、職員の採用に当たってどのような基準で採用しているのか、どのようなやり方で採用しているのかをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 総務課、則行でございます。職員の採用についてでございますけども、今年度の職員の募集につきましては、7月の広報及びホームページ等にも掲載をしておりますが、有資格者の保育士を除きます一般職、大卒程度の事務職A、それと身障者対象とします事務職Cの方々については、昭和62年4月2日以降に生まれた方を対象としております。

それと、高卒程度の事務職Bにつきましては、平成5年の4月以降に生まれた方を対象に、8月20日まで募集をかけております。

今現在は既に募集が終わりまして、ちょっと数字的に申しますと、事務職Aにつきましては応募が33名、事務職Bにつきましては18名、事務職Cの障害者対象につきましては、応募がございません。保育士につきましては、現在6名の応募が入っております。

選考の基準に関しましては、1次試験、これは9月21日に実施予定でございますけども、公平性と透明性等を考慮いたしまして、例年どおり県の統一試験を行うようにしております。県の統一試験の1次試験は、教養試験、それと専門試験または事務の適正検査及び作文を予定をいたしております。

人材の選考基準につきましては、この1次試験の特典、獲得点数の上位者より一般教養や知識、それと適正度のすぐれた方を選びまして合格者といたしまして、その合格者につきましては、2次試験で集団討論、個別面接により個人的にすぐれた人間を男女を問わず意欲ある方を見極めるようにして、熱意のある優秀な人材を確保したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（10番 武道 修司君） 今までのやり方で、今ちょっと数年前から変わっているのが、集団討論という格好で、集団討議でその中で周りから見て意欲があるかとか、いろんな面で選考してるという部分もあるんですが、ほんとに熱意があるのかなのかという、見極めるということがすごい大切だろうと思うんです。

実際、職員に入ってきて、入ってみたら試験のときは熱意があったのに、入ってきたら熱意がなかったよというふうなこともあり得るだろうと思うんです。その面接のときに見極めるというのが、すごく難しいわけですが、でも一番大切な部分だろうと思うんです。

その部分で特に注意をして、こういうところを見極めたいんだという部分を町長でも副町長でもあれば、教えていただきたいと。こういうふうな人材はうちは欲しいんだというものを、やはりしっかり打ち出して、その上で当然町長、副町長が個人的に選ぶわけじゃないんでしょうから、皆さんにその思いをやはりちゃんと伝えて、こういうふうな人材をというやっぱり選考をするべきではないかなというふうに思うんですが、その点についてその面接の前に、そういうような考え方の部分で話し合いをしたりとかはしないのかを、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） そういう形の話は全くやっておりません。それぞれ試験官をお願いして、それぞれ試験官の思いのままの点数をつけてもらってると。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（10番 武道 修司君） 余り言ってしまうと、こういうふうな人材って何か幅を狭めてしまって、何かその町長の思う人間を入れてしまうんじゃないかとかいうて、気を遣って言わないんだろうと思うんですけどね、ただ大局的に立った中で、こういうふうな人材をという部分は、やはり町として方針を出すべきだろうと思う。

今どちらかという、平均的な考え方っていうか、無難なところというか、そういうふうな形でやっぱり全て選考になってるんじゃないかなと。ある程度その部分でこういうふうな人をという部分を、やはり発掘するというのも大切ではないかなと思いますんで、そういうふうな目線で、もう少しいい人材を集めていただきたい。

特に、時代がこういうふうな時代で、ネット、テレビ等でも社会的な問題になってるような時代ですので、十分な配慮をしていただきたいなというふうに思います。

特に、ひとりの時間を大切にしたいという意見もかなりあるみたいです。このひとりの時間を大切にするというのはどういうことかという、早く言や協調性がないというふうに、裏返せばですね、日ごろからとにかく仕事が終わればもう自分の時間、ひとりの時間なんだということで、やはりその協調性というものが大切だろうと思うんです。

職員の中のほうも、大半の方が消防団に入られたり、地域の中でいろんな活動をしたり、きのうはチョウガイボウジョの関係で、職員の人がそういうような対応をしたときはということで、消防団の扱いをするとかいう格好で、職員がみずから地域の中に飛び込んでいって、その中で連携をとっていきながら日ごろの業務をやっていくということが大切だろうとは思いますが、ひとりの時間を大切にしたいというような部分を、地域の中に一緒になってやりたいんだというふうな意欲のあるような人を、私は選んでいただきたいなと思いますが、そういうふうな格好の選考の仕方は考えているかをお聞きしたいというふうに思います。町長でも副町長でも。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 職員の採用ですけど、平たく言えば元気のある若者、そしてコミュニケーションのある若者、面接のときは入ったときから立ち姿、座る姿、服装等、全般的に見てやっております。

そしてまた、今役場業務「ゆりかごから墓場まで」という形でかなり多岐にわたり、細分化されて水準も高く上がっております。そういうような中で、企画力とか情報収集、分析とか、いろんな見方がありますけど、まず最初に元気のある、そしてコミュニケーション、住民との対話ができるかどうか。そして、あと役場の中に入って、先ほどありましたように協調性、なじむかどうかというのが大きな見方じゃなかろうかなと思っております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（10番 武道 修司君） 今副町長も、コミュニケーションや一生涯この築上町で働くという意欲があるのか、ないのかということも、やっぱり選考したいという部分を今言われてましたが、そういう部分をやっぱり強調しながら、やはり選考していただきたい。

当然、ほかの委員さんも誰が入るかわかりませんが、そういう方々もそういうふうな目線で当然選んでいただけるのではないかと思うんですけどね、一応念のために、こういうふうな基準は最低ラインだよっていう部分は、町として打ち出して、こういうふうな人を選んでいきましょうという部分を声をかけていただいて、優秀な人材を採用していただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、次の質問に入りたいと思います。

社会に対応するための教育についてということで、今と若干関連するんですが、今の若い世代に競争意識がないという部分も言われてました。当然、先ほど将来的にどの役職につきたいのかという部分で、上にいきたいんだという意欲がない。もっとすばらしい仕事をやりたいんだとかいう部分のパーセンテージが下がってる。

全員じゃないですけどね、そういうふうなパーセンテージが下がってるという中で、これは一つは社会現象というか、社会のいろんな問題もあるんでしょうけど、基本的には小中学校の教育というものが、やっぱり大切ではないかなというふうに思うところなんです。

今築上町小中学校含めて、なるべく和気あいあいの中で、いじめとかそういうのもない、みんなで仲よくやっていきましょうという部分も当然大切なんですけどね、それと同時に、社会に生き残っていくための競争意識、競争力をつけるという部分もすごく大切じゃないかなというふうに思うんですが、その点について教育委員会としてどのような方向でこの競争力、競争心というのを考えているのか。また、どのような形で指導していったのかをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 教育長です。確かに議員さんおっしゃっていましたように、今の子どもたちは打たれ弱いとか、根気強さがないとか、自立心がないとか、向上心がない、または夢がない、大志がないとか、そのようにまた自信がないとか、そういうことに全般的に言われております。

よって、今出ましたように、競争心があるということですが、そのまんま解釈すれば、競争心があるかないかということは、つまり人との競い合う力が強いとか、また集団の中で自分の力を発揮できるということだと思っております。

でも、教育の場では、学校教育のほうで競争心を高めるというのは、どのようなことを考えたらいいかということ、私は大きく2つ考えております。まず1つは、友達に、他人に勝つというよりも、自分に負けないで根気強く何事にも取り組むことができると、つまり強い精神力と忍耐力、そのことが必要であるし、そのことは鍛えてなきやいけないと思っております。

もう一点は、自分なりの課題、自分なりの志、目標をしっかり持って、みずから学び考え、最後まで意欲的に取り組むことのできる、つまり学ぶ意欲、学習意欲、そして自分に自信があるという高い自尊感情、つまり根気強さ、自尊感情、学ぶ意欲、精神力、そのような点が学校教育の中では、たくましい子を育てるためには必要じゃないかと思っております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（10番 武道 修司君） そうですね、当然自分に負けないという精神力をつくるというのは当然だろうし、その中で打ち勝っていくという部分をつくるというのも、大切だろうと思っております。

ただ、現状としてただ今教育長が言われる現場が、例えば中学生が自分に打ち勝つんだというものだけで、実際高校に行ったときに、それが対応できてるのかっていう話なんです。

今教育長が言われる話は、それは立派な話です。まさにそのとおりだろうというふうに私も思います。否定するつもりもありません。ただ、実際は大きな学校、例えばこの近隣でいくと青豊高校、京都高校に行った場合、大勢の中で生き残っていく力っていう部分は、本当にこの築上町の子供に残っているのかっていう話なんです。

先日から、この統合問題等でいろいろとお話をする中で、例えば今現状の小学校、中学校の生徒でもそうですが、成績のかなり優秀な方がいます。中学校になったときは、北九州のほうに行ったり、この近隣でいくとみやこ町の育徳館に行ったり、スポーツでいくと上毛中学校に行ったり、犀川中学校に行ったり、小学校、中学校の競争力のあるトップレベルでやってる子たちが町外に出て行ってる。

早く言えば、築上町の教育よりも、よその教育を受けたいんだということで行ってるという話になるんだろうと、裏返せば。だから、そういう部分でいくと、自分に勝つというこの精神論の教育だけで、現状の対応ができていいのかどうなのかっていう話なんです。

実際、厳密に言うと、理論はそれで当てはまらないというか、すばらしいと思うんです。現状をそういうふうに関身に打ち勝つための教育、自分にそれだけの負けない精神力をつくる教育が現場でできているのかという話なんです。その部分に対して、教育委員会の考え方を教えていただきたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 教育長です。今の子供たちが社会で生き抜く力、社会に適応できるような力をたくましくつけるために、たくましく生きていく力をつけるため、町としましては町の教育目標としまして、「志を持って心身ともにたくましく生きる力」ということで、つまり志を持つ、心身ともにたくましいということにポイントを置いて、世の中に役に立つ、また世の中に通用するような子供たちをつくることを今しています。

そのためには、大きな点が3つあります。まず1点目は、何といたっても学力です。学力をしっかりつけてやらないと、社会に対応できないと思いますし、そしてそれも、その学力も単なるもの、知識の習得ということではなくって、自分なりの目標、課題を持って自分なりの考え、創意工夫しながら最後まで取り組む姿勢、つまり学ぶ意欲ですかね、学習習慣、学ぶ意欲、それが一番大事じゃないかと思っています。それが一番大きな社会に通用する人間をつくと。

2つ目は、たくましさです。たくましさというのは、耐力面も含めて心身ともにたくましいということです。つまり、今この先ほど出ましたように、子供たちは高校とか社会に出てからすぐにやめていくとか、やめる人が多いと。そういうことで、今の心身のたくましい子を育てるためにどうしていったるかということ、基本的な生活習慣を身につけながら、困難なことにもあきらめないで、忍耐強く挑戦していく、そういう心身ともにたくましい子供というのをつくっております。

これは、もちろん学校教育もなんですけども、勉強以外でも部活とかクラブ活動とか、地域のふれあい体験活動とか、そのようなことを通しながら、心身ともにたくましい子供というのもつくっております。

もう一つ、3点目がこれ一番大事じゃないかと思っています。それは、自立心と思いやりの心を育てる。つまり、今の子供たちきずなが弱い、人間関係づくりができない、コミュニケーションがとれない。先ほど出ましたように、協調性がない。そのように、そしてルールやマナーが守れない、規範意識がとれてないということで、やっぱり社会に通用させるためには、学力もたくましさも大事やろうけど、一番大事なのはやっぱり人間関係づくり、自立心と思いやりの心。

つまり、自分も大切に思いながらも、相手の立場や気持ちを尊重する心、そしてルールとかマナーの大切さを理解し、行動できるような子供、そういうことができないと、社会の中でたくましく生きていくことはできないということで、人間関係づくりということ、規範意識、自分なりにルールを守り、規範意識の高い子供という、きずなの大切さというのを訴えながら、今現場では取り組んでいるところです。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（10番 武道 修司君） 今学力をつける、たくましさを養う、自立心、そういう部分でのマナー、人間づくりをしっかりと指導していくっていうふうに言われましたが、実際学力をつけるためのもの、よそにないカリキュラム、よそにない学力をつける築上町独自の取り組みというのは、何があるんですか。

たくましさ、耐力をつくるため、よそにない築上町独自のその耐力づくりのやり方というのは、今現状の小学校、中学校で何をやってるんですか。

自立心のマナーを守らせるというのを、学校でどのようにされているのかをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 築上町独自の取り組みとしまして、まず1点は、やっぱり地域から、地域に愛され、地域から信頼され、地域から活力ある学校づくりと、やっぱり学校だけではない、家庭や地域の教育力の大きな力を支えながら、活力ある学校づくりということによって、

そして、特色ある学校といたしましては、小中の連携を今以上に強化していこうという、そのことによって、学力の面も、生活面も、またいじめ不登校もあり、たくましさも、9年間を通した教育をすることによって、子供たちがたくましくなっていくんであるということなんです。

それだけじゃなくって、土曜日の活用も少しずつ入れていこうということです。土曜日をすることによって、地域の触れ合い、活発なたくましさでは出てくるであろうということ、またそれにプラスすれば、食育ということもあります。やはり心身ともにたくましい健康づくりをするためには、食育というのは一つの築上町の大きな特色の一つです。そのようなところを中心に置いてやっております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（10番 武道 修司君） 理論をきれいごとをここで並べても、実際は学校現場というのは、そんな状況になっていないというのが現状じゃないんですか。

学校で学力をつける、教育長、学校の先生たちの前で子供たちの学力をつけるんだって立派な

ことを言われてるみたいですが、先生たちは学力をつけるためには何をやってるんですか、どんな勉強を教えるんですか。学力をつける、よそに負けないためのカリキュラムがどこにあるんですか。

当たり前のことを当たり前のようにやって、よそと遜色変わりがない。だから問題がないんじゃないかという意識じゃないんですか。どうもほんと真剣に子供たちを育てよう、子供たちをこの築上町から育てていこうという意識がすごく感じられないんです。理論は素晴らしいんです。言葉は素晴らしいんです。誰が聞いても、「ああ、素晴らしい」と言うと思いますよ。私も素晴らしいと思いますから。でも、現場はそうじゃないですよ。実際そうじゃないんです。

今食育の話されましたけどね、食育の話もこのごろの話じゃないんです、これは。進教育長の前の教育長の時代から、合併前からって言ったほうがいいかもしれませんけど、それからずっと取り組んでいって、完全米飯給食になって、その食育でというふうな形でよそからも視察に来ていただいています。この部分もほんとに大切なことで、今現状の築上町の大きな目玉のやり方かもしれません。

ただ、それもただ単に今どっちかといえば継続をしてるだけであって、それから次のステップ、次の教育、次の内容に入っていってないんじゃないかな。子供たちを本当に強い、よそに負けない築上町の子供をつくるんだという意識の言葉じゃないです。現場に行ってどこまでやるか、いつも私は部活の話をしますけど、文武両道という言葉が私は大好きで、学力だけではない、耐力も心身ともに鍛えていって、立派な人間になっていただきたいという思いで文武両道という言葉をよく使って、部活の話をよくします。

現状、部活でもそうです。教育長がそこまでたくましさをつくるというのであれば、部活をずっと見て回ってるんですか。教育委員会の皆さんが部活を見て回ってるんですか。部活が今どんな状況なのかというのを把握できてるんですかということなんです。

その中で、ほんとにこういうふうな指導をしないといけない、どういうふうなやり方をしないといけない、先生たちにこういうふうな方向で進めていってほしいというものを、先生たちと足並みをそろえて、真剣に考えてやるべきじゃないかと。

校長先生から立派なお話は聞いてるんだろうと思うんですが、現場の先生と校長先生と、はっきり言って温度差はあります。自分たちの嫌なところは見せたくない話をするから、それをうのみにしたら、教育委員会は「ああ、築上町の中学校は立派な中学校だな」という話になってしまうんです。

現場に行ってください。現場に行ったら本当の生徒と本当の現場で働いてる先生たちの声を聞いて、姿を見て、その上で今言われた立派なお話の教育をちゃんと浸透してやっていただきたいというふうに思いますが、そういうふうな考え方はないですか。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 教育長です。時間があるときは、できる限り私は学校現場のほうに向くようにしております。校長、管理職だけじゃなく、できるだけ多くの職員と触れ合うように心がけております。それは私の自分の信念だと思っております。

それで、言葉を返すようですけども、当たり前のことを当たり前に行っていくっちゃうのも、これもまた大切なことだと思います。それにいかに肉付けしていくかということで、やっぱりそのためには学力をつけるためには、体験活動をしたり、地域と家庭とか、そういうところも協力を得ながらやっていってるということです。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（10番 武道 修司君） 今週、あすから修学旅行も行かれると思いますが、残った1年生だけで部活とか、まだ引退してない部活があれば、3年生も入って一緒に部活をするんだろうと思うんですが、人数が少ない中でそういうふうな部活も一生懸命やってる姿を、修学旅行の生徒も心配ではあると思うんですが、残った生徒も一生懸命少ない人数の中でやってる姿も見ていただいて、その上でいろんな教育方針、実際の現場の声を大切にされた教育を進めていっていただきたいなというふうに思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いをいたします。

最後に、1つつけ加えると、競争意識というのなかなかこれ難しい問題です。あんまりやり過ぎるといじめ問題に発達したりとか、いろんなお互いの差別化をしたりとかいういろんな問題はああると思うんですが、社会に出て行ったときにこの気持ち、心がないと生き残っていけないというのも事実です。

そういう中で、難しい課題ではありますが、子供たちのために教育委員会一丸となってその方向を考えていただいて、そういうふうな教育指導に当たっていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、この質問を終わりたいと思います。

次に、広報ちくじょうの町長室だよりについてということでお聞きします。

7月号の広報なんですが、町長だよりの中でこういうふうな言葉があります。早く言えば、中学校の予算に対して基本計画費を否決されるというふうな題がついてますが、修正動議で修正された。その中に、「反対理由もいろいろとあるようですが、町長の新しい提案におおむね反対する者数名、将来50年後の人口減を考慮して、椎田中学校と築城中学校を統合すべきであるという理由の反対をする者数名」というふうに、その他もろもろありますけど、このおおむね反対する者は誰なのかをお聞きしたい。

「将来50年後」という発言を私は誰がしたかというのは記憶にないんです。私もそういうよ

うな発言を、二、三十年後という話はしたかもしれませんが、50年後という話は私は誰がしたかというのはちょっと記憶がないし、私もそういうようなことを言ったつもりはないんです。これ50年後っていうのは誰が言われた発言なのかをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 個々の氏名を私は申すわけにはいきませんし、私の思いで書かせていただいたところもございますけど、20年後、30年後が50年後になった可能性もございますけど、もうとにかく時間的な経過をすれば、子供が少なくなるということで、反対したという方もおられるということで私は書いておるわけでございまして、基本的にこの理由が誰が誰ということは、私は差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（10番 武道 修司君） そういうところを差し控えんでもいいんですけどね、ズバリ言っていて全然構いません。あるときは、議員はプライバシーがないとか、名前を言われても全然問題がないというふうに言うのに、こういうような場に立って町長が自分の都合が悪いときは、「差し控えたい」というふうなこと言われますけどね、はっきり言うてこの8名、この中の8名の中の誰かということになるんだろうと思うんです、おおむね反対する者って。

おおむね反対する者ってどういう者なのかというと、おおむねっちゅうのはほとんどの議案を反対するっちゅうやつなんです、おおむねという言葉は。ですよ。おおむねという言葉はですよ。

教育長も元小学校の先生ですから、おおむねという言葉の意味は当然わかると思うんですけど、ほとんどということなんです。皆さんも大体わかりますよね。これが6月議会的时候に、採決で載ってる一覧表です。この中の議案で反対をしたという部分で黒い点があります。これは、修正動議で反対をしたという部分で、6名の方が反対した黒点がついています。

それと意見書、これはもう町長が提案したもので何でもないです。これ意見書は6人で反対をしたと。あとは皆賛成なんです。修正動議の部分を入れたら、それは反対したとか賛成だとかいう話になるかもしれませんが、その部分をのけても、おおむね全て賛成なんです。おおむね全てに反対する者って誰なのかな、誰もいないんですよ。

ちょっと思い出していただきたい。6月議会のこの案件の中で、最重要課題っちゅうたら言い過ぎかもしれませんが、かなり重要な案件があるんです。築上町を左右するっちゅうていいほどの案件があるんです。これは副町長の選任なんです。副町長の選任案件、これ人事案件。これ全員一致なんですよ、町長。新しく提案するもの、重要な案件、それに14対0で全員が賛成してるんです。町長のこの町長だよりで、「おおむね反対する者」っていう発言が、これうそになるんだろうと思うんです。うそじゃないんですかね。町長室だより、町の広報にうそを書いてい

いんですかね。ちょっと私はどう考えても、これはほんととは思えない話だろうと思う。

50年って、先ほど言ったように30年が50年だったかもしれないと。30年と50年じゃ大きな違いですよ。住民がこれを読んで、50年というふうに見たときに、50年先どうでもいいじゃねえかと。でも、20年、30年ちゅうたら、20年、30年は大切だなと思うんですよ。住民みんなにこういうような部分が行って、これを皆さんって言っていいほど読んでるんです。こんないいかげんなことをこれ書いていいんですかね。町長、その点についてちょっと考え方をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 全ての議案とは言っておりません。私が提案する新しい議案はおおむねということで、いろんな項目があるんで、議員の皆さん反対した方は胸に手を当ててみるとわかると思います。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（10番 武道 修司君） そしたらね、町長もう一回言おう。おおむねちゅうので例えばね、先日待機児童じゃないけど、放課後保育の案件もそうだし、葛城保育園と椎田保育園の統合問題でもそう。そんなに反対されましたかね。案件が否決されたというものが、今まで過去何件あったんですか。それに全員が反対した、ずっと反対してきたちゅうのは、誰が反対してきたんですか。西畑議員ですか、工藤議員ですか、私ですか。いいかげんなことを書くということ自体が、町の広報にいいかげんなことを書くということ自体が、私は間違っているということをお言いたいんです。

感情的になって書いたって言やあ、もうそれまでかもしれませんが、感情的になってね、言ってああ失言した、言い方間違っただっていうんなら、それは仕方ないんです。でも、町の広報にこういうふう書いて、住民みんなが読んだ後にどう思うかっていう話なんです。これはしっかりと訂正文を出すか、謝罪をするかはするべきだろうと思うんです。

それに一切そういうようなのを対応するつもりがないというのであれば、それはそれでまた議会のほうで対応も考えないといけないのかなと、私も議長のほうには申し出をしたいなっていうふうに思いますが、その点についてまた後でお聞きしたいと思います。

それともう一点、これ重要なものです。「おおむね反対する者」という、この「者」という言葉です。その者という言葉の使い方ちゅうのは、町長知ってますかね。どちらかというと、自分より劣った者というか、言い方すると、内輪の人間というかですね。国語辞典を開いてもらってもわかるだろうし、教育長はその「者」という使い方っていうのを、教育現場の人でしたからわかってるだろうと思うんですが、こういうふうなことがあります。

この「者」の語句にいろんなものをつける。荒くれ者とか、それとかうつけ者とか、田舎者と、

それは者をつけるのはいろいろとある。その者自体をどういうふうにするかといったら、卑下するとか軽視する場合に使うというのがその「者」なんです。

あなたは築上町の議員に、選挙で選ばれた人たちを者扱いしたんです。者とここに書いたんです。築上町のこの広報に。者でいいんですかね。町長、あなたがですよ、職員に対して職員の者がとか、うちの者が、それは内輪の話なんです。議長が議員の者が、うちの者がと議長が言うんならまだわかるんです。町長が議員に「者が」という言葉を使うということ自体が、それも学校問題で教育の話をするのに、そういうような言葉を使ってされるっちゅうことに対して、町長どうも思いませんか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 「者」というのは、私はこういうふうを感じる。物（ぶつ）は物ですね。者（しゃ）は人ということで考えておりますんで、そのこのところは御理解願いたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（10番 武道 修司君） あなたがどういうふうな形でその「者」という言葉を使うかというのは問題じゃないんです。社会一般的にどうかという問題なんですよ、ね。あなたは今度から、よその議員さん、例えば豊前市の議員さん、みやこ町の議員さんに「者」を使うんですか。者を使ってみてくださいよ。

よその議員さんに聞いたら、「築上町「者」を使われて黙っちょるね」と、「おとなしいね」と。私もちょっと真意をちゃんと確かめて、言い間違えたのかもしれないし、書き間違えたのかもしれないと。町長の思いをちょっと確認をした上で、その上で対応しようというふうに私は思って、きょう質問したんです。

通常であれば、7月のこの広報を見たらすぐに文句言いに行きますよ。すぐに議長にもお教えしますよ。でも、私は今回きょう聞いて、その上で対処を考えないといけないのかなと。だから、この「者」の使い方っていう部分も今聞いて、人としてっちゅうどこに書いているんですか。国語辞典にそういうふうに書いているんですか。

者の使い方は、そうじゃないですよ。そうじゃないんです。そういうふうにあなたは書いてしまったんですよ。これは訂正するべきじゃないですか。あなたがどう思おうと関係ない。世の中、世間一般的にはどう思うかっていう話じゃないんですか。あなた一人の町ですか。あなたの意向しか聞いちゃいけない町なんですか。違いますよね。

世間一般的な人がどう思うかっていう中で、あなたは書かないといけないものを、議員を「者」という扱いをしたんです。言い方を変えれば、議員はあなたの手下という扱いをしたんです。いいんですかね、これで。訂正するつもりはないんですか、町長。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 私は者（しゃ）は人という理解をしておりますし、そののともう一回私も辞書を見ながら、いろんな形で検討しながら、このことは訂正すべきかどうかは、自分なりに吟味をさせてもらいたいと思っております。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（10番 武道 修司君） 吟味をしていただくのは全然構いません。ここで訂正するつもりもなければ、こういうふうな愚弄した言い方、言い回し、おおむね反対する者、——おおむね反対する者は誰もいないのに、おおむね反対する者という書き方をしたり、先ほどの発言で胸に手を当てて、そんな発言ありますか。

数字がそういうふうになってないんです。おおむねになってないんですよ。誰が胸に手を当てたら、議員さんわかるんですかね。おおむね反対する人は誰かいるんですかね。わからないですよ、そんなのいませんよ。ね、町長。いいかげんなことを書く、うそを書く、特に広報でそういうことをやっちゃいけない。町長の品格を疑いますよ。本でも品格の話がありましたけど、その品格というものを、町長としての品格、築上町の顔としての品格をしっかりとっていただきたい。

議会を愚弄したとかいう話じゃなくて、世間一般的に町長の品格が疑われてるんです。じゃないんですかね。間違ったら間違ったって、教育の現場でもそうでしょう、教育長。間違ったら間違っただけ悪かった、済まんやっただけ謝る。間違ったらすぐに謝りゃいいんですよ。謝る人間を追い詰めるようなことは誰もしませんよ。謝りよるんやから。

それはちゃんと先ほど吟味するって言いよったけど、言葉の使い回し、この中身、もし間違いがあるのであれば、10月の議会報でも訂正をお願いしたいと思いますが、どうですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 私が間違っておれば、それは訂正しますけれども、基本的には固有名詞で出しておりませんし、抽象的な形で私の考えを書いておるということで、御理解をきょうはしていただきたいと思えます。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（10番 武道 修司君） 抽象的になっていう話ですけどね、言ってもないことを書いたり、実際数字的にパーセンテージも違うものをおおむねって書いたり、感情的に書いたっていうことは、これはもう間違いないですよ。

だからね、そういうふうにあんまり意地を張らなくて、町長、もうあんまり意地を張らなくて、町長の品格、品位、町長としての器、そういうものをしっかり出していただいて、間違ったときはごめんねと、悪かったと訂正をするというぐらいにあってもいいんじゃないかな。そんな教育は学校でもやってないですよ。一度言ったら意地を張れっていう教育をやるんですかね。この教

育の話で町長書いてますけどね。

じゃけ、一度言って間違ったら、訂正をしてください。その中学校の生徒にも、小学校の生徒にも、者の使い方という言葉の使い方、人に対してその「者」の扱い、「者」という言葉の使い方、しっかり指導していただきたいと。町長もよく勉強していただきたいなと思いますので、副町長何かありますか。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 行政事務マンといいますか、この者ですけど、これは者という場合も者（しゃ）と読む場合もあります。それで、先ほど町長が答弁した者と者（しゃ）の使い分け、これは答弁は正しいと思いますよ。これを者という武道議員のその者扱いするというのがおかしいであって、我々はこれを例えば読むときには、町長の新しい提案におおむね反対する者（しゃ）数名という読み方をしますけどね、それは議論のあれで、屁理屈っちゃ言葉が悪いんですけど、そういう見解の相違だと思いますけど。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（10番 武道 修司君） 住民に100人聞いて、100人とも者（しゃ）とか読む人誰もいませんよ。今ね、行政報か何か知らんけど、ここにおちよる議員に者っていうて書いてるんです。それをね、者って書いてるんです。（「しゃって書いてる」と呼ぶ者あり）これをあなたが者（しゃ）って、行政用語で者（しゃ）なんだと意地を張るなら意地を張ってください。そこまであなたが言うのであれば、とことん私はこれ追求しますよ。

これは悪いけど、それこそ議会の品位も及ばされてるし、これ悪いけど今の状況からいきや、議長が町長の下についてるような人間になるじゃないですか。町長の下に議会があるんですか。言葉は一つかもしれんけど、行政用語かもしれんけど、世間一般的にはそんな言葉は使わないんですよ。

八野副町長は町長を一生懸命かばいよるんかもしれんけど、とことん戦うっていうんやったら、とことん戦いましょうや。ほんとにこの言葉遣いがいいのかどうなのか。学校現場に行って言ってくださいよ。学校現場でこの者を使うんですか。学校の話をしてるのに。よく考えて、悪かったなと思えば悪かったなと、感情的になってるじゃないですか、これは。感情的な言葉なんですよ。

訂正をすれば訂正をすればいい。そうやって私も言ってるんですから、しっかりとよく吟味をして、住民が見た中でこれが当たり前なんだというような見解を出して、対応をしていただきたいと思います。

以上です。

.....
○議長（田村 兼光君） それでは、これで午前中の質問を終わります。再開は午後1時からとします。

午前 時 分休憩

.....
午後1時00分再開

○議長（田村 兼光君） 次に、3番目、5番、西口周治議員。西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） 通告に基づきまして質問をさせていただきたいと思っております。

先ほどの、今大河ドラマで非常に「軍師官兵衛」、ちょうど地元の築上町ということで、宇留津城が出たり、築城のほうが出たり、またうちの前の法然寺が出たりとしております。

先ほどまでの情勢をいろいろと見ておると、町長はやはり宇都宮を語る豊臣秀吉というところで、明智光秀が教育長ぐらいで、黒田勘兵衛が副町長ぐらいかなと。山にこもる宇都宮が文教委員会さんかなというふうな感じもしております。

確かに攻めて攻めて、周りを閉じ込めながらやっつけていくと。俺の上に立つやつは許さんぞと、この前の軍師官兵衛で豊臣秀吉が言っておりましたが、そうまでならないようによろしくお願ひしたいと思っております。

まず、保育料の第3子無料化についてということで通告を上げております。

まず、無条件にするつもりはないでしょうかということです。このとおりに書いてありますので、そのとおりに読みます。ただそれだけです。

現在は3人とも保育園（未就学）でないと受けられないと。その中長子等が小学校に入学した時に、無料化は打ち切られておりますが、どうでしょうかということです。

○議長（田村 兼光君） 平塚福祉課長。

○福祉課長（平塚 晴夫君） 福祉課の平塚と申します。よろしくお願ひを申し上げます。

3人目の第3子の無料化ということで、現在保育料は築上町の保育園費用徴収規則というところで定められております。第3子の保育料については、同一世帯から2人以上の児童が保育所等に入所している場合、最も年齢の高い児童、これが基準額と。2番目に年齢の高い児童、これは基準額の2分の1、それ以外の児童はゼロというふうに定められております。

一応町の第3子の試算をした中では、第3子の入所状況というのが138名いらっしゃると。その児童に対する保育料をゼロにした場合、合計が186万3,000円、年間にして2,235万6,000円程度を上乗せになるということでございます。かなりの経費がかかるということでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） いや、課長に聞いてるんじゃないんですよね。町長に簡単に書いてるこのとおりのことですけど、だから無条件にするつもりはありませんかと聞いてる。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 無条件にする気持ちはないと、このように。

ただし、基本的に私は金太郎飴はだめだと思ってるところもあります。よそが全部そうしたから、うちもするという形じゃ僕はしたくないと。例えば、それよりいい方向に持っていく場合もあるんです。今福祉課のほうに検討を命じておるところでございます。

例えば、今は2人以上保育園に在籍してれば、1人は半額という形になって、ただはいけないと思う。やっぱり3人おってもお金を出してもらう。そのかわり、軽減をしていくという方向性のほうが私はいいんじゃないかなということで、2人の場合も軽減措置を延長するかどうかというのを、今検討するように申し渡しておるところでございます。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） 無条件にするつもりはないと、これははっきりとないということですね。ほかの市町村がしよっても、我が町は我が町だよということでやっていくということですね。豊前市と上毛町と吉富町はただです。無制限でございます。

ちなみに、そちらのほうに保護者の方が預けようとも、仕方ありませんわね。引っ越されても。

それで、苅田町が2分の1補助を行っているわけなんですよ、苅田町が。苅田町はお金持ちだから2分の1補助ができるけれども、うちの町は2分の1の補助は、お金持ちじゃないからできないという考えでよろしいですかね。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） そういうわけではございません。2分の1、75%、25%、いろいろ段階的な枠組みでいったらどうだろうかとの頭の中ではあるし、そうすることによって、よその町から住んでくるという一つの形態も僕はつくっていきたいなど。

ただし、2人世帯、これもやっぱり今の保育園、大学時だけ半額じゃなくて、2人世帯の子供がおればという形のを模索していくという形を、今担当課にちょっと検討しなさいということで命じてるところでございますので、今後は来年の3月議会までには、はっきりさせたいと思っております。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） その辺で一番ネックになるっちゃんですかね、年齢的なものがあると思うんですよ。この場合は3人とも同じ保育園世帯、小学校未就学児ですか、だからそりゃ恩恵を受けられるんですよ。でも、その恩恵が一番長子が小学校に上がった瞬間に、もう全く

なくなって、その分ど一んとかかってくるというのが今の現状なんですよ。

そうした場合、3人とも保育園に行ったときは2人分、小学校に入って小学校のお金もかかるし、保育園もまた負担がふえてくると。今みたいに75%とか50%とかに負担分担をやっていて、下げていこうかというふうなことであれば、その年齢制限は同じだったら一緒なんですよ。だから、その辺は無条件にするつもりはないんですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、子供のおる世帯という考え方ですね、だから5人おれば5人分相応のやはり緩和策をすとか、4人おれば、3人おればということで、段階的にやる必要があるんじゃないかなと思っておるところでございます、そうすることによって、2人世帯の家庭もうちの町に来る可能性がございます。2人世帯がおれば、子供が2人おれば、1人は例えばの話ですよ、これは。半額にずっとなるという形に、年の差があいておっても半額になるとか、3分の1になるとかという形になれば、今は同じ保育園に行っていれば半額にならないけれども、2人おればそういう軽減策はできるという方法も、ちょっとこの辺も一応例え言っただけでございますんで、そうするというわけではございませんけど、その検討を今福祉課に命じて、検討させておるところでございます。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） その検討は、大体いつぐらいからされるんですかね。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応もう大分前から話はしてますけど、一応次の予算には幾らかかるかということまでしなきゃいかんということで、来年の当初予算までには間に合うように、ある程度のは前向きな形で考えていきたいと考えております。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） 課長に聞きますけど、どのぐらいまで固まっていますかね、その今の町長の言葉で。

○議長（田村 兼光君） 平塚福祉課長。

○福祉課長（平塚 晴夫君） 今現在は財政的な面、例えば単独で行うという部分については、かなり負担が大きいということで、防衛庁の予算等々いろいろ今のところ考えているというような状況でございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） いや、そうじゃないで、ルールとして2子が半額、3子も半額にしますよといった場合に、20歳、15歳、4歳という子供がいますと。そのときに、20歳で

あればもう大人の部類ですよ、成人ですから。それは除外しますよとか、それで絶対2子だったらいいですよといえば、例えば上の子が21歳で、下の子が5歳でも第2子だから半額ですよ。そして、その下にまた離れて子供が生まれたときも、それもまた同じように子供たちがつながっていなくても、同世帯であれば半額ですよというような煮詰めはやってるんですかという聞き方なんです。

○議長（田村 兼光君） 平塚福祉課長。

○福祉課長（平塚 晴夫君） 福祉課、平塚です。まだそのような段階ではないです。まだ上の子が例えば大学、大人になって、それも関係してくるのかという部分については、今後のデータを取りながら考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） ということは、もう直前、この話が出た後ぐらいに指示されたっちゅうぐらいしか私考えてないんですよ。要は、もうそう言っていたらね、ああ、議員さんからこうやって質問が出たから、ちょっとそういうふうに指示しましたよと言っていたら、僕はそれでも構わないんですけどね、もう昔から指示して、例えば春先からやってたら、今ごろこんな状態だったら、もう仕事してないのと一緒にですよ。

課長がかわったから、今度やり始めましたというんであれば、特に担当課長とかえらい思いをしますけどね、責任問題として。

この前何でかっていったら、これ保育料第3子無料化の実施状況とかいうんで、我々厚生文教とちょっと話し合ってるんですよ、この前ですね。だから、それに対して大体予算が幾らぐらいかかるかもわかるし、そしてうちの委員会の中でも、一遍にただにしてしまうと、今度財政が厳しくなったときに「やっぱやめました」っちゅうわけにいかんじやろうって、そういう話も出ちよるんですよ。だから、そういう論議。

そして、今言った防衛省予算の関係も、我々のほうからも出ました。ここからこういうふうに予算を少しでもあてあげたらどうかというふうな話もしました。だから、そういうふうな論議を我々と担当課とは協議をやってるんです。お話をしてる。

だから、それに向かって町長がどう思いますかねというのが私の質問であって、だからこのとおりのことで、先日も保育園の園長先生らと話したときに、「やはりそのぐらいのことはしてもらわんとね、町からやっぱりいろいろしてもらわんと、住みにくい町にしてもらっちゃ困るね」という意見も多々ありますので、だから、やるんは来年3月に向かっての組み方でもいいです。でも、それに対してさも昔からやってるような答弁をされたら、私聞くこと何ぼでもあるんですよ、今。

だから、先日、——たったこの何週間の間、そんだけの議論ができたかなと思うのがあるからですね、そういうのはいついつぐらいから始めたというのは、やはりこういうふうな質問が上がってきたから、「担当課にはやっばこうしましょうという指示をしましたよ」でいいんじゃないですかね、町長。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） この流れは、よその町村でも出てきておるし、いずれはしなきゃいかんかなという考え方もありまして、質問が出たし、それはそれでよそのとおりにはやらないで、もうちょっといい方法はないかということで、今検討を始めたということがございます。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） 我々もね、全部が全部ただにして、何をせ、かにをせえっちゅう意思はありません。この町の財政状況も踏まえながらの話し合いをやってるんですから、それに向かって考えるということ、やはり早急に、早くやれば早くやるほど住民は喜ぶんですよ。

特に、前も言いましたけど、2040年には子供を産む女性の方が半分に減りますよというふうに名指しされた町だから、なおさらそれに向かってそうじゃありませんよというふうなものを、国というよりも答申たたきつけるような方式をやっていただきたいなと思っております。

これ1番目はこれで終わります。とにかく頑張って早急にやっていただきたいと思います。

教育問題について、これは教育長にしか出してません。初めて私教育長に質問するんですよ。前教育長も、その前の教育長にもほぼ質問はしてないと思います。できたら簡単でいいですので、わかりやすくゆっくりでいいですから、お答え願いたいと思います。

まず、全国模試ありましたね。校長名を公表して問題になった知事もいますけれども、うちの町の言えるところまで結構です。まず、全国平均からどうなのか。また、福岡県平均からどうなのか、その辺を言える範囲で結構ですので、教えてください。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 教育長です。4月22日に全国の学力状況調査をしました。その結果は、小学校のほうは本年度は伸びが見られず、京築地区の平均レベルです。そして、福岡県の平均とさらにその上の全国平均には達しておりません。

反対に、中学校ですね、昨年度に比べて大きな伸びを見せて、京築地区のトップ、上位で、福岡県平均だけじゃなくて、全国平均も全て上回っております。

よって、よかったことは、2つの中学校両方ともが全国平均を上回ったということは、非常によかったと思っております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（５番 西口 周治君） 伸びやかな教育、緩やかな教育で、もうほんと教育は今まで週5日制とかなったら、また今度は土曜日はやっぱり勉強したほうがいいじゃないかというふうに国から揺さぶられ、揺さぶられ、大変な目に遭ってますけど、小学校がやはり全国どこか福岡平均よりも以下ということで、秋田県が非常に有名ですよ。全国模試でトップになる。ずっと首位を守っていると。

やり方としては、なんか非常にゆっくりとした伸びやかな教育を目指しているというふう聞き及んでおりますけれども、中学校は、じゃあ全国平均よりも上、両校ともですね。だったら、私はいいと思います。

次に、私が6月議会のときに、修正案の賛成討論をしたときのことを覚えておられますか。

○議長（田村 兼光君） 誰か、進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 教育長です。どの件でしょうかね。ちょっと。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（５番 西口 周治君） 議事録にもきちんと残ってるんですけどね、私こう言ってるんですよ。ここに議事録ありますけれども、築城中学校を建てかえると。これは、子供たちをどうにかしてあげたい。今行かれています3年生とか1、2年。3年生はもう関係なくなってくるかもわからないと、今訴えてる子供たちですね、建てかえるに当たって。でも、危険させるならば危険だと、町及び教育委員会が考えるんだから、だったらまず子供たちをどこかへ避難させるべきじゃないかというのを一つ言っております。

それと、あとは国が教育改革の真ただ中で、今は近隣の市町村でもやっています六・三制を変えようと、各自治体に教育を任せようと、そういう時代が来ておりますと。だから、目標を立てて、方向性をつけて、それで建てかえというんだったら、私は賛成しますよと言ってあります。3カ月たちました。その方向性について、教育委員会としてはどういうふうにもってきたか教えてください。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 教育長です。小学校6年、中学3年の六・三制につきましては、私は見直す時期に来てるんじゃないかと思っております。

よって、今までの六・三制ですね、六十数年間守ってきた六・三制を改正していくことには、私は基本的に賛成であって、これから将来を見通して弾力的に対応していく必要があるんじゃないかと思っております。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（５番 西口 周治君） 教育委員会としては六・三制でいくというふうな答申を出すというか、文章的に。というのは、前答申っちゅうのが出てるんですよ。統廃合を適正教育の答申

ちゅうのが出てるから、そうすれば今我々が求めているのは、教育委員会が今から、例えば10年、20年先までの子供たちへの教育をどのようにしていくか、これを我々は知りたいんです。

それ何遍も言ってますよね。今さらじゃありません。6月議会の前からも言ってます。それをなぜ出てこないのかっていうのが、我々不思議なんです。文章化もしてないし、ただ口で言ったら「いや、言ってます」で終わりなんです。だから、議事録を私たちもこうやって持って来るし、それに伴う発言でさせていただいております。

だから、文書化をして、きちっとみんなに町民全て、また特に子供をもつ世代の方々に、これからの教育はこういうふうになっていっております。だから、我が町はこういうふうにやりますと。小学校6年生、中学校3年生、これは堅持をしまいます。それに応じた学校教育のあり方、今から小学校3年生から英語教育が入ってまいります。それに対してどういうふうにやっていくのか。こういうことを方向づけるのが、私は教育委員会の責務だと思っております。

それに伴って、今度はそういう学校のあり方ができれば、当然町長はそれに見合った学校をつくっていかなければならない。だから、町長から学校を建てかえるから、じゃあいいですよと、じゃあもう教育長前五・四制もよろしいですねと言った経緯ありますよね。そういうふうなのはもう全くしないと、ここに応じては、この町にとってはもう五・四制、または小中一貫。

きのうの保育園の先生たちに言ったら、保育園と小学校一つにしてくれてもいいんですけどって言った、そんな考えがあるんです。「なぜきのう教育委員会が来てくれてないんですか」ともおしかりを受けました。そういうふうな皆さん考え方持ってるんですよ。だから、確固たるものをつくっていただきたい、教育委員会には。

でないと、方向性のないもの、無謀な列車が走って行ってレールが途中でなくなったら、じゃあどこに行くんですかってなる。そのレールを敷くためのことをやってくださいって。だから、答申の人たちみんな名前出てるんですよ。責任持ってるんですよ。責任を持って、名前を出してこういうふうな本を冊子にして、そして渡してるんですよ。今度教育委員会は、今のところそういうの全くないですよ。

だから、やみくもに全てがいい、いいじゃないでしょう。明智光秀さんは、豊臣秀吉さんが言ったら、「はい、そうです」と言って、絶対首を横に振らない人です。そういうふうになっちゃいけないでしょう、教育論者として。教育に関しては、やはりあなたが一番トップでしょ。そういうふうなところを我々は求めているんです。

だから、こんだけの期間があるし、私も賛成討論のときにこの言葉を吐いているから、当然今回までには出てくるだろうと。我々を納得させて、そして町みんなで気持ちよく築城中学校のこういうふうな夢を見て、建てかえるというふうなところを持っていきたい。なぜそれをしてくれ

ないのか、聞かせてくださいよ。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 教育長です。6月の議会のときも申しましたように、今現行の六・三制にとらわれなくて、小学校6年、中学3年ですね、9年間の義務教育期間を例えば将来的に五・四制とか四・三・二制とか、そのような形で弾力的に運用していくちゅうことには、私は柔軟には教育委員会では対応していったらと思うんです。

よって、私はこれからは小中学校9年間ですかね、9年間を見越した教育活動を推進していく、このことによって子供たちが今以上に学力面とか、生活面も実験後はやっていますけど、伸びるであろうと。また、いじめと不登校も減るであろうという、確信はないですけどね。そういうことで、やっぱり小中の一貫校、小中の連携をとりあって中学校を進めていくが大事じゃないかと。

その小中一貫校というのは、今年度から取り組んでいるのが椎田中校区、例えば椎田中校区推進委員会というのを立ち上げています。同じように、築城中校区推進委員会を立ち上げています。椎田中校区推進委員会の中には、椎田中学校とあと5つの小学校、椎田小学校と八津田小学校と葛城小学校と西角田小学校と小原小、5つのそれぞれの校区の代表、校長が代表で出たり、教務主幹代表が出たり、そのような学校が今年度からスタートして、小中一貫に向けての連携強化を進めていくことを今実際に入っています。

そして、教職員の交流だけでなく、子供たちの交流を通して、いろんな交流を通して小学校から中学校につながりを今まで以上に深めていこうということでスタートしております。今やったのと同じ、築城中校区も同じです。築城中学校と上城井小学校、下城井小学校と築城小学校と3校と、4つの小中学校が校区推進委員会を立ち上げて、それぞれ情報交換をするような形で今取り組んでおります。

そして、先生方もそれに対して理解してもらおうということで、夏休みに全職員、小学校、中学校の全職員を集め、小中連携に向けての、一貫教育に向けての全体研修会を実施しております。そういうことで、実際そのためには、椎田中校区の推進委員会、築城中校区の推進委員会という形で今動いているということで、御理解をお願いします。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） じゃあ、そういうふうに推進委員会があったら、ある程度の答申出とるんじゃないですか。じゃあ、あくまでも六・三でいくというふうな考え方で全員いきよるという考え方でいいんですか。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 先ほどから申しましていますように、現行の六・三制にとらわれなく、将来的には例えば五・四制という形もあるでしょう。というのは、さっきちょっと触れましたよ

うに、六十数年前に比べたら、子供たちが学力面も身体的な精神の発達も2歳程度ということもあって、そこら辺のところは、小学校1年生と6年生は体力的にも、精神的にも大きなずれがあるということがあって、そういうつながりをもっと持たにゃいけないということがあって、六・三制の見直しをする時期に来てます。

そのことについては、私は十分前向きに、弾力的に対応していかなくゃいけないと思ってます。そのことについては、教育委員会の場でも十分、教育委員の皆さんにも十分御理解し、話し合っ
ていってます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） 今中学校を建てかえようという、六・三制なんですよ。3年で
すよね。3年掛け2クラスですよ。同等つくるっていうても、3クラスにはならないんですよ
ね、人数的に。それを今度五・四制にした場合、4年生の2クラスになるんですよ、単純に言
えばですよ。だから、8クラス要るんですよ。

その辺は私言うんですよ。今そういうふうな答申、方針ですよ。方針を持ってやるんであれ
ば、文科省にしろどこにしろ、県にしろ、こういうふうな方針でやりますと、その築上町はこれ
ではやっとな走りかけておりますというふうなことであれば、教室数だってたくさんとれるじゃ
ないですか。単純に言えばですよ。我々が見に行ったところも、そういう方針でやってるから教室
数が1.5倍ぐらいある。フリースペースとかどんどんとってもらってるんですよ。

だから、そういう学校のあり方が本当じゃないですかって、それを教育長からこういうふうな
あり方でやってほしいというのをつくって、そして町長にお願いして、町長悪いけど、このぐら
いの規模の中学校をつくってくださいよと。それを基本設計で、じゃあこういうふうな折り込み
ますからというふうなね、ビジョンを出していただかないと、何もないやみくもに、じゃあ今で
いいですよって。

じゃあ、3年の2クラスでやりゃいいじゃないかちゅうふうな、そういうふうな夢のないよ
うな、将来性を見据えないようなことをやるよりも、教育長今言いよったでしょ、今。先々はそ
ういうふうになるほうが、なるように考えていかなくゃいけない。9年間というこのカテゴリー
の中を、どういうふうな扱っていくかというのは、これから教育関係者みんなが頭を、知恵を絞
ってやらなくゃいけないことだと思うんです。

だから、それをやってもらいたいんですよ、今。建物は建ちました。じゃあ、もう五・四制に
しました。じゃあ、またちょっと足りんから、また建て増しをしました。じゃけ減るほうはいい
んですよ。小学校が6年生まであって、それが5年生になろうが減るほうだから、どうでもでき
るんですよ。でもね、ふえるほうはふやさなくゃ仕方ない。だから、その辺を言うんですよ。だか

ら、同じものをするならば、それ相応のものを建てとったほうがいいんじゃないですか。

例えば、椎田中学校校区でそういうふうな話し合いがありよったら、じゃあもうちょっと煮詰めたところで、やっぱ今椎田小学校も非常に結構不便なところにありますし、中学校も子供たちからすれば、そんなに便利のいい地域にあるとは思っていません。

それよりは、その真ん中に一つの小中一貫校みたいなプラスの、町長が言ったから10人以下にならないと、絶対廃止はしませんと言いましたから、小原小学校とかみんなにはもう出前先生を持っていくしかないようになりました。そうしたら、町費がやっぱ毎年何千万か出ていくでしょう。でも、それは教育委員会がそういうふうに進めてやって、町長がお金をつけることであって、町長が教育の全てを担ってするわけじゃないんです。その辺を我々は分離しよる、考え方を。

だから、町長が悪いとか何とかじゃない。教育部門として何でそんなん考えてくれるのですかって。でき上がった後ね、「いや、やっぱここはもう違うところにもう一校建てます」、そんだけ金がある町じゃないですよ、ここ。わかるでしょ、教育長も。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） だから、先ほど将来に向けて、今椎田中校区推進委員会と、築城中校区推進委員会ですね、立ち上げて動いているという。

ちなみに、小中一貫教育の捉え方が2つあるんですよ、意味が。1つは、小中学校が同じ場所、同じ敷地内で学習していく一体型と、それとも小中学校は場所が違うけども、小中学校が連携を強化しながら学習をしていく連携型っていうのがあるんですよ。もちろん、できるだけ同じ敷地内で、また近くで小中一貫で進めていくことが一番望ましいんですけども、築上町を含めて地域柄、それがなかなかしにくいことがあるんで、小中連携型の一貫教育を進めてるという状況で、今そういうことで動いております。

○議長（田村 兼光君） 周治議員。

○議員（5番 西口 周治君） それは今言うたでしょ、私。同じこと言わんでいいですよ。私のほうがかえってもうちょっと先に進んだことを言ってますよ。中学校と小学校を一カ所につくって、小原小学校、西角田小学校、葛城小学校、そして八津田小学校1校ずつになって、そこに先生たちを配分していくためのお金が何千万か必要になるでしょうけれども、それは教育委員会が一生懸命考えてすることであって、その教育のほうを一生懸命して、考えてって言ったじゃないですか。一番僕が詳しく言ってると思います、そんな学校があつてとか、学校で、僕現実の名前まで挙げてますよ。

だから、そうじゃない。今やってますじゃない。今やってますと言うけれども、それはとおの昔にせにゃいけんやったことじゃないですか、それ。

だから、この9月議会にそういうふうな、もうこういうふうにやりますからというのを私は待っ
つとる。3カ月もあれば、どうにかなるでしょう。そして、いろいろと皆さんからおしかりを受
けたり、いろいろされてます。

だから、自分たちの希望も自治会長さんたちにも言いましたけど、もう一個教育委員会に聞き
たいのは、少子化というよりも複式学級ですね、複式学級になる原因、下城井小学校知ってます。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 教育長です。はい、知ってます。はい、複式。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） いやいや、下城井小学校が何で複式になるかという原因ですよ。
子供が少なくなった原因、それじゃないですよ。それで複式って言わんで。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） もう一つの要因としては、今小山田小学校と船迫小学校ですかね、そ
ういった旧築城小学校ですかね、その統廃合したときに、旧船迫小の子供たちと旧小山田の子供
たちが、築城小学校に、下城井小学校に行かないで築城小学校のほうに行くということで一応、
その条件で私も随分前ですけど、その話を聞いたみたい。

そして、それで築城小学校は距離が遠いから、スクールバスを出して築城小学校に送り迎えす
るという形をとっているようで、そこら辺ちょっと若干今そこの校区の自治会ですかね、校区の
関係で、どうも下城井校区と築城小の校区の区切りが、非常に線引きが難しい状況になってます。

そういった保護者によっては、築城小学校に行ったり、下城井小学校に行ったり、そこら辺の
ところが非常に教育委員会強く入れないっちゃうか、なかなか基本的には校区のあれが、そうい
う統廃合したとき、そういうような条件があったものだから、それが若干尾を引いてる状況が今
でもあるというのは聞いてます。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） そのとおりなんですよ。バスです、一番の原因はバスです。校
区外でも今ほんと校区があってないようなもんなんですよ。バスに乗って行かせて、バスに乗
ってそこまで帰ってきたら安全だといって、安武の地区の人たち、赤幡のほうにまでいくあの辺
通るから乗せるっちゃうんです。それで、下城井小学校には行かないと。それで複式になってし
まったというふうなことを言われてました。

確かに、それは我々も節人化考えなきゃいけないことでしょうけれども、教育委員会と執行部
と、やはりこれはもう密に打ち合わせ、幾ら10人以下になるまで閉校はしないといっても、複
式学級を推進するようなことは、あんまりよろしくないんじゃないかなと思います。

そしてね、子供たちの9年間、今中一ギャップとよく言われてますけれども、それが非常に少

なくなってくるんじゃないだろうかと私は思うんですよ。この9年間をトータルで見れば計画を立てればですよ、それをなるべくなら早急にやってもらいたいです。

今私の考えも、だから9年間という大まかな義務教育課程プラスの幼稚園、保育園の子供たち、その人たちがどういうふうに今度地域に携わり、そしてまたよりよい子供たちを育てて、この町からAクラスの子供たちを出していくかちゅうんが、私教育関係の仕事じゃないかなと思ってらるんですよね。

そこを考えると、もう今のこうなれば築城中学校、ほんとに今のままでいいと教育長は考えて、ああいうふうなアンケートにも参加もしてますし、いろいろなことも言ってますけれども、よろしいと思っておられるのか、その辺の腹を聞きたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 私は築城中校区小中一貫校、椎田中校区小中一貫校を目指すためには、私は築上町の人口だと、中学校は2校あったほうが私は、教育委員会もそうですけども、望ましいと考えております。よって、校舎の傷みがひどいから築城中学校の建てかえと同時に、築城校区の小中連携の教育一貫校を目指して進めるべきだと思うし、また同じように、築上町も築上中学校を中心に、築上小中一貫校を連携型を進める方向で進めればいいと思ってます。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） 言ってることと答えが全然違う。今のままの築城中学校が古いから、3年間で2クラス、6クラスで建てかえていいというふうな方針でおられるんですかって聞いている。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） はい、そうです。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） じゃあ、将来のその五・四制とか、そういうのはもう要らないという腹づもりでよろしいですか。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 将来、例えば五・四制という形に、方向になる可能性も結構あります。これは、この近隣市町村を含めて県内ですね、そういうところもやっぱある程度歩調を合わせないと、転校したらいつどうなるかわからないし、でも、だから私恐らく私個人の考えだけど、例えば五・四制になれば、中学校のほうは生徒数がふえますよね、実際に。このままいけば、今の状況でいけば。だから、そのくらいの収容可能な中学校に建てかえることが望ましいんじゃないかと、それは私の個人的な考えですけど。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） 気持ちと言葉と、やりよることが全部ばらばら。何しよるのって言いたい。気持ちは五・四制、言ってることは町長の顔色見ながら、3年でもう築城中学校でいいですって。それで、本当に個人的な話になると、やっぱり教室はたくさんないと、先々には困ると。そんな考え方のね、うろうろするような考え方やめようや。もうあっさりとね、五・四制にするなら五・四制でね、学校を立ち上げようというふうな気持ちないんですか。俺たちそうあるんですよ。我々はそう思ってるんですよ。

学校教育側がもうどうでもいいと、子供たちがとにかくきれいな学校に入れりゃええわぐらいしか考えてないから、そういう言葉しか出てこんのよ。何考えとるの。本当にこれからの、あなたが言いよることはね、将来のことを言いながら後戻りして、また将来のことを言いながら後戻りする。それじゃ、子供たちは先に進まれん。

一歩ずつでも前に進む、いい。0.5歩でもいいんですよ、前に進みよかんと、子供たちは成長しよるんです。ものすごくどーんと成長しよる。だから、教育委員会がそういうふうな方針を持ってやりましようって、五・四制なら五・四制でいいじゃないですか。言えばいいじゃないですか。五・四制でやりたいと、町長に。

だから、悪いけど五・四制に見合うような中学校を建ててくれんかということをお願いささいよと俺は言いよる。我々は言いたい。でもね、教育長は今言ったら、今の旧態依然たる中学校でいいですよと。でも、将来は五・四制になるかもわかりませんから、そのときはまた町に金出して学校に建てれって言いよるのと一緒なんですよ、それ。わかりますか。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 教育長です。別に後退した言い方ではなく、何度も言うように、五・四制の方向になれば、そういう方向で目指します。ただし、教育委員会私だけじゃないで、教育委員5人いますから、そういうときにはきちっと形で可決して、話し合いをして方向進まないで、そこらにそういう話を十分煮詰めてないのにということがあるから、私もちょっと若干遠慮して言ったわけです。動きとしては、将来的には何度も言うように、六・三制を見直すような形で五・四制の形は、将来的にはなっていくことが望ましいと考えています。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） もう半年たちますよね、我々と話し合いを半年まではいかんけど、してから。じゃあ、その間何をしよったん。何を論議してたんですか、教育委員会。これを聞きたい。我々が一生懸命そうやって学校を建てかえるなら、こういうふうなんがいいじゃないかと、そういうふうな言葉を何遍も何遍も交わしたときに、教育長を初めとした、教育委員長を初めとした教育委員会というのは、何を論議しよったんですか。私それを聞きたい。教えてください。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 教育長です。六・三制の見直しとって来たのは、本年度ですね、教育再生実行委員会議でしっかり教育行政で教育改革の中、六・三制の見直し、それまでは六・三制の見直しという言葉は、ほとんど使われてなく、そういう方向を出すこと、六・三へ崩すということは、多分みたいな感じやったんです。それ文科省のほうからはっきり教育再生実行委員会議でもって、これは将来を見通して、六・三制を見直し、新しい方向で弾力的に運営していくっていうことでなったので、それを向けて教育委員会としては動き出したので、実際に動き出したのは本年度からです。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） じゃあ、何でほかの地区とかみやこ町とかが、——みやこ町ですね、隣の町の、知ってます。隣町ですよ。豊津と勝山と犀川が合併した町です。あそこが1校ずつ小中一貫校をつくりましようと言いました。それ物すごく前です。何ででしょうね、ルートがあるんじゃないでしょうかね。そういう情報がね、あったと思うんですよ、私。情報があるから、そういうふうな方針も出せるし、そういうことも考えられる。

だから、我々が聞いても4カ月でいいですよ、じゃあ4カ月間あるんですよ。4カ月間の間に、我々はいろんな方策で現地を見に行ったり、今小中一貫校をしてるところを見たり、そういう分離型の一貫教育をやってる学校を見に行ってるんですよ。それで、我々の意見とかもいろいろ人間ですから、みんな違うと思いますけど、私は私の意見で、そういうふうに教育委員会主導でやってもらえばいいというのを自分は持ってるから聞きよるんです。

4カ月間に我々がそういうふうに勉強して、いろんなものを見、聞き、そうしてやってる間にね、そちらもそれなりの対応をしてくれてるだろうなと自分たちは思ってるんです。だから、子供たちのためにどうにかしてあげたいと、アンケートとかそういうふうなする暇があったら、一生懸命わーっと集まって、一生懸命集中審議して、子供たちの親とかみんな集中審議をして、そしてこういうふうなあり方ありますけど、どうでしょうかと広げてやったら、「いや、築城中学校はやっぱり1クラスずつぐらいふやしちよったほうがいいね」っちゅう話になるかもわからないですか。だから、一方的に以上、終了ですべき問題じゃないと思います。

我々はいいいものをつくらしてもらいたい。同じつくる、同じ金をかけるならいいものを。そして、将来でまた横を継ぎ足しますよとかいうふうなね、そういうふうな学校のあり方じゃないで、やはり将来をやっぱり見ちよったねと、やっぱり将来のビジョンがようできちよったというふうなやり方をやらんと、大変なことになるとは思いますけど、いかがですか。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） もうできるだけ前向きに向いて頑張っていきます。もうそれ以外ないです。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） もうこれ以上何も出てきてないからいいです。

最後、公有施設の老朽化について、学校の耐震診断は全て終わってると思いますが、これの悪いほうから1、2、3、4、5をちょっと挙げてください。

○議長（田村 兼光君） 繁永学校教育課長。

○学校教育課長（繁永 和博君） 学校教育課、繁永です。報告させていただきたいと思います。

本町におきましては、平成21年から23年にかけて耐震診断を行っております。新基準、57年度以降の建物につきましては実施しておりませんが、除いた全ての学校を行っております。

耐震診断の指数を下回った学校につきましては、椎田中学校、築城中学校、八津田小学校、葛城小学校、椎田小学校の管理棟、職員室が入ってる棟でございますが、その棟が指数を下回ってるということで、今補強工事を計画して実施してきているところでございます。

残りの全て校舎、講堂、体育館につきましては、基準をクリアしてるということであります。そして、平成24年度に葛城小学校の耐震補強を行い、本年度椎田小学校の管理棟の補強工事を行っております。あと残りの3校につきましては、老朽化が進んでいるということで、建てかえの計画で今進んでいるところでございます。

以上です。（「順番」と呼ぶ者あり）順番におきましては、先ほど申しましたとおり椎田中学校、築城中学校、八津田小学校、葛城小学校、椎田小学校という順でございます。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） 前聞いたときは、八津田小学校が一番危険だというふうに聞いたんですけどね、違うんですか。（発言する者あり）

○学校教育課長（繁永 和博君） 耐震診断と耐力度調査ということがございます。防衛庁事業等の事業にもっていきこうということで、耐力度という調査もいたしましたときに、八津田小学校のほうがちゅう形になっております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） それとほかの施設、公有施設ですね、こういう役場とか、築城支所は関係ないと思いますけど、そういうふうなところの耐震診断、耐力診断というのはやってないんですか。

○財政課長（八野 繁博君） 財政課、八野と申します。庁舎につきましては、本庁舎が38年に建築され、その後54年に増築されております。56年以降に建てられたもので、耐震の診断等

はしておりません。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） 町長出しちよるよ。町長と担当課長と書いたよ、俺。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 中学校の問題ですけどね。

○議員（5番 西口 周治君） もうそれはいい。

○町長（新川 久三君） いや、これちょっと私としての見解を少しね、例えば五・四制に移行するという場合があると思います。それで、もし基本計画の設計費が認められれば、その関係でこれは防衛の補助でいただくんで、防衛が認めていただけるかどうかすれば、4教室プラスふやしてもらおうという方向性で、それは当然協議をしていってやぶさかではないと、このように考えておりますし、それから、小中一貫校についても、これは地域との話を十分にやりながら、地域が納得した上で小中一貫制にもっていくということは、これが大事だろうと、このように考えておりますので、そして基本的には、旧町村単位では1つずつ学校があるんで、西角田地区は今2つある。これも地域が納得していただければ、そういう形で小中一貫の取り組みにしていったらいいだろうと、このように考えております。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） もう次にいってますから、お願いします。

他の施設の耐震度はどうかちゅうことで聞いたけど、町長がほかの知ってますかって俺聞いたんに、全然関係ないこと言われて困ってしまいますよ、こんなん。どうなんですか。今度はまともに答えを。

○議長（田村 兼光君） 誰か。

○人権課長（金井 泉君） 人権課、金井です。築城人権センターと椎田人権センター、ともに昭和57年度に建っております。耐震の硬度指針についても、0.6以上は一応クリアされてるというふうに思っております。

以上です。耐震診断はやっておりません。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） もういいやということで、建てかえの順番、公有施設、庁舎も建てる、築城中学校を建てる、椎田中学校を建てる、そして八津田小学校を建てかえるというふうにはまでは聞いてます。そして、その前に保育園というふうな話も聞いておりますけれども、とにかく順番と年次、大体の計画年度があると思うんですよね。大体のアバウトながらも予算を組まんと、全体設計予算も見えてこんし、その辺をちょっと細やかに教えてください。

○議長（田村 兼光君） 誰か、八野財政課長。

○議員（５番 西口 周治君） 誰でもいい。

○副町長（八野 紘海君） これは、もうその保育園、庁舎、さっきの同研センター、中学校、これをもう１年ずつっていうことになる、ある程度並行にやっていますんであれなんですけど、学校については順番的には、築城中学校、次に八津田小学校、次に椎田中学校は計画をしております。

保育園につきましては、今年度ですかね、の予算を上げて計画はしたいなと思っております。同研センターにつきましては、大規模改修でまだ３分の２の補助があるんですけども、あの位置で椎田と築城がありますんで、そこについては協議会といいますか、運営協議会のほうで同推１つにするのか、どうするのかっていうのは、議論はさせていただいておりますし、町のほうもどうするかというのは考えております。

あと福祉センターは現状のままでいきたいなとは、今のところは建てかえる予定はございません。

庁舎については、今いろんな形で用地の問題もありますけども、用地ができなければ仮庁舎をつくって、この位置で建てかえるのかと。もうやれば一番用地費も要らなくて済むのかなという頭の中の絵はできておりますけど、これについては、まだはっきりした方向は、今のところはできておりません。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（５番 西口 周治君） 尾ひれはひれはいいですが、保育園が２７年に建てるんですかね。ことしが基本設計だったら、来年が。

○副町長（八野 紘海君） 実施設計。

○議員（５番 西口 周治君） 実施設計も要るんか。実施設計で２８年度ですかね。築城中学校が例えば今年度基本設計出していますが、２８年に建てたいって言いよったんよね。２８年。八津田小学校は。（「３０年」と呼ぶ者あり）３０年。椎田中学校は。（「３２年」と呼ぶ者あり）３２年。

濟いませぬ、概略でいいですので、保育園と築城、八津田、椎田小学校は、椎田中学校までの概略予算、とんとんとんでいいですが、そんな難しい、アバウトでいいです。２０億とか、１５億とか、３０億とか、そういうふうなの。

○議長（田村 兼光君） 繁永学校教育課長。

○学校教育課長（繁永 和博君） 学校施設につきましては、概算、それでも概算の概算でございますが、築城中学校が１２億から１３億、八津田小学校が１０億から１１億、椎田中学校は１６億から１７億という計画で進んでおります。

以上です。濟いません、築城中学校が12から13億です。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） 今プールがないんですよね、椎田中学校とかも。知ってますよね、我々のころはあったけど、それはどうなりますかね。

○学校教育課長（繁永 和博君） 繁永です。両中学校ともプールはありませんし、計画は今のところしておりません。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） じゃあ、プールのない中学校と、築上町は。で進むと。今概略で言われましたけど、恐らくこれから2割アップぐらいにはなってくると思うんですよね。それに対する財政が、あと2年間ぐらいしたら5億ぐらい減るんじゃないかというふうな話も聞いておりますけれども、その辺の財政課長、どうですか。

○議長（田村 兼光君） 八野財政課長。

○財政課長（八野 繁博君） 財政課の八野と申します。今新町建設計画を県と協議しております。その中で、財政計画も見直すっていう形で作業をしております。来年の3月議会において計画の延長、今27年までとなっておりますけど、32年まで延長すると、5年間延長するということと、それに伴いまして財政計画も見直しするような形になっております。今議員さんがおっしゃった、そういう事業も含めた形の財政計画をということで言われておりますので、そんな含めた形で、またごろにさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） 財政の収入がね、だんだんと減っていく。これの起債を戻すときにね、だんだんと実入りが少ない、起債が多いになってくる状況なんですよ。いくら起債が交付税で返ってくるっていても、交付税自体が減れば減るんですよ。わかります、僕の言ってることわかりますかね。

来る、これはこの学校を建てかえたから、この分の交付税ですよって5億、例えば4,000万来たとします。でも、交付税自体の目減りが1億あれば、6,000万少なくなりますよということも勘案して先を読んでいただかないと、今の交付税のあり方というのは、人口に比例するというふうに言われてますので、その辺もよく勘案して建ててあげてほしいと思っております。

もうちょっとあるから、じゃあ最初町長が答えた中学校に関して言ったから、1つだけ言っておきます。町長、小中一貫校は町長の公約には反しますよ。10人以下にならないと、各小学校は統合しないというお約束をしてますので、まず小中一貫校というのはできないんですよ。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） あくまでも私は地域の御理解を得られればということでございますので、そのところは小中一貫にしたほうがいいよというのが、例えば少人数校のところですね、その理解が得られれば、そういう方向性もこれはやぶさかではないということで、先ほど申した。ちょっと言葉が足りなかったかもわかりませんが、とにかく地域の理解、これが一番でございます。地域がやっぱりちゃんと自治の中で、地域が一番やっぱり地方自治の中で大事というか、地域の意見が一番私は大事だと思っておりますので、そういうことでやっていくということでございます。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） 地域の意見、これはもうほんと大事です。地域の人が一番よくわかってると思います。でもね、我々議員の意見も聞いていただきたいんですよ。

ちゅうのが、町長は広報で一方的にものはしゃべれるけれども、我々としては非常に出し、議会報は出してますけど、情報が伝わりにくいと自治会長さんたちにおしかりをいただきました。だから、我々の考え方というの、やはり全町民に知らせるべきであろうと思っております。

いろんな考え方、自分自身だけじゃない、ここの職員の皆さんたちもみんないろんな考え方があると思うんですよ。やはり町長一人の考え方で押しつけて動くと、になりますので、もうちょっと優しく考えて、宇都宮を語れるような人物として、いいほうの人物としてなっただきたいなと思っております。

小中一貫にするんだったら、もう各自治会で教育委員会が、教育委員会ちゅうか、こちらの役所のほうですけどね、のほうが膝を突き合わせて、もう話ししよったほうがいいですよ。10年かかりますよ。

宗像のほうに行ってたけども、非難ごうごう、火がぼうぼうちゅうぐらいにもう言われたらしいです。そりゃもう当たり前のことです。それはもう恐らく築城の中学校を統合するときの話とかもあったから、非難ごうごうあったと思います。

よくわかってるとは思いますけれども、やはり時と地域性、そして子供たちのためを考えれば、やはりそういうふうな模索をするために、町長がちょっと旗を降ってあげて、やはり地域に実はこういう考え方も出てきているけれども、これからの教育改革において、こういうふうに戻るかなというのを、やっぱり周知させながらやっていかないと、急に椎田校区椎中建てかえるとき、椎中小中一貫校にするよなんて絶対できません。これは築城も一緒。築城も小中一貫校しますよ。だから今小中一貫校に築城をしなさいって、我々言ってないでしょう。

それよりか、先ほど言ったように、4クラスを目指したほうがいいじゃない。その辺の討論、もう文書が出てくるの私期待して、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

.....

○議長（田村 兼光君） ここで一旦トイレ休憩にしたいと思います。再開は2時10分。

午後 時 分休憩

午後2時10分再開

○議長（田村 兼光君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番目、11番、塩田文男議員。塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 通告に基づきまして質問に入りたいと思います。午前中武道議員の中で、いろいろと勉強になりました。者（しゃ）という形で捉えるということなんで、あの漢字を町長使われるとき今度から、今回ひらがなをつけてやってもらえますか。

それでは、私の私も同じ質問になるわけなんですけれども、町長室だよりの広報についてと、7月号の町長室だよりという中の文言について質問していきたいと思います。

まず、その前にこれは6月議会、中学校建てかえ予算を否決いたしました。その中でさまざまな計画を出すべきだという形で再三協議を重ねてまいりましたが、私たち委員会で、なかなか取り上げてもらえず、広報ちくじょうこの文言に入る前に、町長は築上町の小中学校はきめ細かい教育ということ、これもう合言葉のようによく出てますけど、教育長が大まかに言えば地域が学校を愛し、学校が地域を愛する、そういうことでそれが普通なんですということで、なかなか前進した意見が得られなかった、ないようです。

そこでお尋ねです。この町長と言ったきめ細かい教育、これ教育長も言ってますけども、教育長と町長にこの具体的な内容をまず説明していただきたいと思います。お二人。

○議長（田村 兼光君） 二人、新川町長。

○町長（新川 久三君） きめ細かい指導ということで、これは少人数のほうが先生のほうが、ちゃんと1人に教える時間とかいろんな対応する時間が多くなるという形になればきめ細かくなるし、それから自分の家の近くから学校に通うという形になれば、これもやっぱりきめ細かい、遠方に通うよりもきめ細かくなるという形になって、地域の皆さんとのいろんな触れ合いとかそういうものが出てくるという形が一般論では想定されておるところでございます。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 教育長です。

統合すれば、教職員の数と生徒数の数の比較すれば当然わかるんですけども、もし統合ということになれば、今統合してないから、築城中学校学年2クラスなんで、椎田中学校3クラスです。もし統合ということになれば、3クラスか4クラス当然なります。もし少なくとも4クラスにはなるんやないかと思うんです。

教職員の数と生徒数の数から言えば、単なる管理職が2人が1人になってちゅうだけじゃなく

って、教職員の数も減っていきます。それが1つの決め細かな、これによってきめ細かな、もちろん教育方針なり先生が頑張ってもらって一人一人の生かすようなきめ細かな指導していくことは当然のことですけども、そこら辺のところは若干あります。

そして、いろんな学力面では生活面で地域に入っていくとか家庭に入っていくときには、やっぱり築上町内のこのぐらいの地域の範囲内だと、これできるだけ近くの校区で入ってるほうがきめ細かな指導ができるし、家庭にも入りやすいし、子供とのかかわりもできてくるんじゃないかということで、そういうに捉えております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） ありがとうございます。これが町長たちの統合しない理由と承ります。

広報ちくじょうの分で入りますけども、武道議員もおおむね反対するものという内容でいきましたが、将来50年後の人口を考慮して椎田中学校と築城中学校を統合すべきであるとのことからの理由で反対するもの、者ですか、という内容です。

先ほど出た質問でもありますが、50年後のところ間違えて20年30年後と言い間違えたという話にもなりましたが、私6月議会の議事録全部見ました。私たち委員会、最終日の分も全部議事録見ましたけども、20年30年と言った方もおりません。これは50年後の人口減を考慮してと、中学校統合反対なんだという意見で、町長室だよりで町長が書かれた文章ですから、先ほど言われた20年30年というのありません。そこんところについてほんとにどういう真意で書かれたのか説明をお願いします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 確かに委員会で私は発言があったというふうに記憶しておるんで書かせていただきました。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 委員会でもありません。（発言する者あり）

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 前回6月議会のときに、これずっと見て40年後築上町、みやこ町含めて町なくなるという話は出ました。40年後ですか、2040年ですか、2040年という流れの話が一般質問でありました。大体私たちが厚生文教でもずっと協議する中で5年、10年先を見据えてとかいろんな話は過去出ます。だけど、20年30年もないんです。

これをなぜここで言うかといいますと、そのとき一般質問の中で50年という言葉出したのは町長が自分がしゃべってるのが1個出てきたんです。その今いう2040年とかいうそういった

中で、これは工藤政由議員の質問の中で出てきてその後、中島委員長の中でそれを50年、町長がしゃべってるのを使ってるわけなんですけども、2040年後ああいう新聞出れば危機感持ってやるべきじゃないかと、したら町長の答弁の中で私はああいうのもうそだと思うと、そして特に合併すれば学校とか社協とかいろんなものがさまざま2つあるんで、合併後そういう施設は50年間は残さないかなと、正確に言いますか、「やっぱり合併して50年は私は両方の基本的に施設必要ではないかと考えております」これが、50年で言葉出たのがここだけなんです。なぜこれが非常に大事かといいますと、町長の広報で全世帯にまかれた分で、今回、自治会、保育連盟また保育園の保護者会からも、その保護者会の中で広報ちくじょうを見て50年後の人口減で中学校統合反対、とぼけた話みたいなこと書かれて、意見書が、陳情、要望書が上がります。

アンケートの中にも50年後の人口減で反対する、ろくな議員やないみたいな内容書かれてる。これ大きな問題なんです。要するに、町長これいろんなことを想定して書くのはいいですけども、うそを書いてもらっちゃ困るんです。これでアンケート前にこの7月に出たちゅうことは、これは住民あおったわけなんです。これについて正確に見覚え、記憶がないならちゃんとした謝罪をするべきじゃないかと思えます。町長、どうぞ。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 50年後はないといえばそれは、さっき先ほど武道議員の質問では20年30年あったというお話もしてますし、そういう話はあったことは、私は将来的な人口減をとこの話をひとつ50年で書いたかも、それはわかりません。基本的には、そういう話は皆さんとの話の中であつたちゅうことは、これはもう確かでございますし、50年はちょっと間違っただかもわからん、それは訂正しても結構です。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 20年30年もなかったです。さっき武道議員あるとも言ってます、20年30年を50年とか言ったというのは町長の答弁であって、20年30年っていうのも議事録でも出てこないです。私たち委員会でも出てこないです。どこにも出てこないです。訂正するなら、必ず自分の町長室だよりでそこんところは訂正していただいてもそれはいいですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 50年の訂正はしたいと思えます。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） それで、ぜひ訂正は行っていただきたいと思えます。

次に、我々7月10日に教育長と町長に学校教育に関する提言という形で委員会で協議した内容を言うております。それについて回答がない。この点についてお答えいただけますか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。ちゃんとせね、誰か。（「俺」と呼ぶ者あり）町長か、両方。

○議員（11番 塩田 文男君） 覚えてないですか、町長と教育長に、（「はい、わかった」と呼ぶ者あり）厚生文教委員会からの学校教育に関する提言っていう形で文書出してます。これ無視されたまんまなんですけど、回答ないんですが。なければないの回答でしなかったでも何でも、答弁をお願いします。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 十分な提言で逡減で（ ）なくて、参考にさせてもらうような形で受けとめて、していません。（「町長、ちょっと意味わからん」と呼ぶ者あり）

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 私と考えてることは相反することで、あんまり記憶にないんですけど、もう回答せんでいいんだろうということで、もしあれだ、もうほんとに相反することだったんで。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） ちょっと教育長の今答弁よく聞こえなかったんです。見てないって言ったんですか。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 私は申しわけないですけど、はっきり記憶にありません。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 記憶にない、こういうもんなんですよね、大体何もかもが。どこからいっていいのかな。アンケートのところちょっと聞いていきましょうか。

町長中学校の統合について、いいですか、提言に明確に出してるんです、中学校の統合について。そして、もしくは小中一貫校とさまざまな協議を重ねてやるべきと、ちょっと流れ私が今からしゃべりますんで、6月議会前から、ずっとことしに入って4回執行部と教育委員会と2回ずつ協議ありましたよね。そして、6月議会終わった後に否決した後に、提言っていうのを出しました。これがこうするべきじゃないかという形で出しました。それでもう、町長は、私たちは意見交換のときに、何度も地域の各種団体、地域の方々、PTA含めて父兄含めて協議やるべきじゃないかと、できる限りの周知徹底で広めて、統合もしくは今の新聞紙上に出てくるもの、先ほど教育長は小中一貫を云々と言いましたけど、これもう小中一貫来年度から制度化というもうほぼ決定に近い内容で出てる状況なんです。そういったのも含めてやったけど、絶対にそんなことしない、きめ細かい教育と、それと学校が地域を愛し、地域が学校を愛するともうわけわからん話をしながら時間が過ぎたわけなんです。結果、否決されたと同時に次の日に私は6月の19日ですか、新聞に出たんで、次の日町長に面会に行きました。アンケートとらないっつゆったら新聞に出とるから私次の日行ったんです。とらないから厚生文教にも中にはアンケートに協議に入れる

んかって言ったら、議会は議会で勝手にやれと、これは執行部と教育委員会でやるんだと、議会は議会で議員でやればいいちゅう、調査でも何でもやればいいんじゃないかと、しまいには町長何て言いました、もう議会いらんちゅうたんです。議会はいらんて、町民会議開くて。それでアグリパークに人を寄せて、町長が言うのが正しいか、それとも塩田議員が言うのが正しいか、〇×式でどっちかに分けて住民にも意見聞いてもらって、町民会議すりゃ議会はいらん、そうやろうと思えばできるて言うたんです。

そして、この広報、町長室だよりが出ました。輪をかけたように8月いっぱいまで、8月の議会だよりが出る前にもう出てきた。その間に自治会長からも嘆願書、それから保育連盟、父母会、自治会長も言っていました、町長と副町長から頼まれてこのような出してくれたら助かると、あそうですかちゅうことで、話を聞きましたけど、そういうふうにアンケートの中にもあったと思うんです。このアンケートは、偏ったアンケートだから、この偏ったアンケートが正論化されたら問題だと、そのほうが間違つとると、公平性にかけてるとその人は統合バツです。統合しないでくれちゅうことです。

だけどころこういう公平性のないアンケートはどうなのかという形で、さまざまな内容で意見のほろがすばらしいことが書いてありました。ここにも書いてますように、今回の賛成の主な意見、子供に通学とか学校は地位のコミュニティーの核になる場所、避難場所でもある。だからです、今から人口減、人口減は人口いかに減らさんようにするか、それに対して小中学校はどういうふうにあるべきか、今父兄の若い人たちは、学校はこういう形でやってる、幼保小中一貫とか、さまざまな計画があるまち、その子供に対しての教育がどういうふうにされるかちゅうことで、その町に魅力を持ってくるわけです。

申しわけないけど、高齢の方が他の町からうちに入って来るって非常に少ないんです。若い夫婦が築上町に行こうと、豊前市に行こうと言うたときに、地元の子供以外町外から築上町に来る。基本的な子供の教育内容をもう敏感ですから、お金に生活に余裕がある方は、高校卒業まで北九州に行くとかそんなことやってますけど、実際に。そういう形で小中一貫とか統合とかいろんなこと協議をやろうということで審議をしてきたと、そのあげく、いろんなことで偏って、何か住民をあおって誘導したような形で物事持ってきて、じゃあこれでどうかと。そういう何て言いますか考え方が基本的になんか僕はもうなっていないような気がしてなりません。町長見るとかわいそうになってくるけど。

そういう中で先ほど住民がって言うております。住民が理解を得ればと、だからその理解を得ろうと言ったのが厚生常任委員会で言うてるんです。なぜそれを最初にやらない。教育委員会も先ほど言いましたけど、なぜそういった方針を明確に出さないのか、提言出した、提言どおりにこうすると、予算を認めてほしくてこうするというようなものをなぜ出さないの。そこ明

確にお願いします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には私は住民意見の集約をやっば相当前からやってまいりました。それが公式な場で、こういう形で皆さん集まってくださいという呼びかけはしてませんが、会うたびに合う人ごとに、中学校を統合すべきか現代は残すべきかという形になれば、やっぱり学校は地域の中で基本的な施設であるということで、ぜひ残して存続してほしいというのが皆さんの意見だということは、これは前から申しいております。

そういう形の中で、この学校に対する愛着そしてこれがまた地域への活性化につながるという1つの要因にもなるというなことで、私は皆さんの意見を尊重した形で、両中学校残し、極力小学校は残していくという立場に立っておるわけでございます。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） はい、あんまりもう言ってもあれなんで、きょうは確認だけで私は終わろうと思ってましたから。先ほど西口議員の中で小中一貫云々という話がありました。それについて明確に、もうここの本会議、ここで言ったからとかそういうので惑わされたくはないんで、ちゃんとした教育長先ほど言いましたように小中一貫、5、4とかいろいろありますけど、まず中はさまざまいろいろあります。そういったので、明確なものを出すべきと思っておりますが、それはいつごろ出すんですか。お願いします。

○議長（田村 兼光君） 答弁者は、誰に問うんか。

○議員（11番 塩田 文男君） 二人とも。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 教育長です。明確なものというのは小中一貫校に対する考え方の明確なものというんですか。小中一貫校制度に対する明確な（ ）の答弁ですか。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 築上町の小学校、中学校のあり方、私たちが否決したのはただ単に建てかえるだけじゃだめだと、中身がないとだめだと、だから、そういう今先ほど教育再生何とかって言ってましたよね、それ私たちも言ってましたけど、そういったようにそういったものに基づいてやはり時代の流れに沿ったやつにのっていくべきではないかと、小学校中学校のあり方どうするのかということで、ただここで予算可決するために言葉じゃだめなんです。ほんとにどういうふうを考えていくべきなのか、どういうふうにあるべきなのか、それは何度も今まで聞いてるんです。でも、それが出ないから否決されたわけでしょ。だからそれを否決云々はちょっと横におきまして、小中学校のあり方どういうふうに考えていくのか、町長が先ほど簡単に小中一貫を住民理解が得ればという話をしましたけど、その得るための努力というのはどうい

ふうに今からやっていくのか、またまたやらないと結論出しようもないんですけど、そこんどこ明確に1度答えていただきたい。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、今国で教育改革のほう、一応話は出されております。それと教育委員会制度、これの考え方も若干変更されつつあるということで、これは教育長と委員長をもう一緒にして、町長をある程度いろんな形の参画させようという、国のほうの今考え方があられるようで、まだ決定はしておりません。そういう形になった場合どうするかという形になれば、基本的には国のいろんな方針それから県の方針、県が非常にやっぱ強い力を持っています。というのは教職員の派遣は全部県の人件費でほとんど賄われております。あとは、加配とかそういう形で町費も若干、いわゆる身体障害者の介助に必要な教師とかそういうものは町費で賄っておりますけど、基本的には県から財政的な大きな負担をしてもらってる。そこで県が職員を何人にするか、教職員を何人にするか、これで賄ってくれというふうな形になれば、それまた当然それに向かってやらざるを得ない状況も出てきますけれど、現状ではまだ6、3制という1つ枠組みの中で、5、4制が（ ）たりそれから4、3、2ですか、そういう方向性が模索をされつつあるという状況の中で、まだまだ築上町だけがそういう形に、突拍子もなく早く踏み切るわけにはいかないだろうと、しかし、国の情勢、県の情勢を見きわめながら、あるときはこれはモデル校つくりながら小中一貫も必要だろうし、それからそういう形で新しい枠組みの5、4制それから4、3、2という枠組みも、これはやる時期がくるのではないかと、そのときにどうするかと、国の対応、県の対応見きわめつつ、的確にやるべきだろうと私は考えております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） 教育長です。例えば先ほどの小中一貫教育とか、小学校、中学校のあり方とか、そういうところを教育、単刀直入に言いますと教育委員会は最終的な決定権はないんです。よって、例えば今まで小学校が（ ）中学校が1校になるのか2校になるのかははっきり明確にしておりませんでした。小学校も小原小学校6名以下ということ町長のほうから明確にありました。そういう中での流動的な中で、小中一貫教育とか、小中の連携教育とかそのようなことを決定づけるような明確にビジョンなりははっきり出すっていうことは、なかなか非常に難しい状況にあったわけです。

そういうよって、でもその中で教育委員会としましては、それぞれ皆さんが歩調を合わせて5人教育委員いますけども、誰1人とぶれることなく厚生文教委員さんともお話を何回もする中で、教育委員会としてその考えをはっきり今まで申し上げてきたつもりです。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 町長、今教員云々というのは、これはその今そこまで話はいかなくていいわけなんです。実際に先取りで小中一貫だとかやってる場合もあります。教員免許、教員の人も中学生が小学校教えるってのはできないです。でもサブができる。いろんな形で皆さん苦勞して努力して知恵を絞ってます。そういう話じゃないんです。町長と要するに教育委員会で学校どうするんだという権限はない、権限がないんじゃないでなくて計画なんです。計画がないからだめなんです。

あなた確かに権限はないかもしれませんが、ないかもしれないけど、教育今後こういうふうに築上町の小中学校やっていくんだという形の計画というのは今できる、今でも。だからそれが無い限りは認めようがないんです、私たちも。やりようがないんです。

絶対しないと10人以下しないと、それを町長がいろんな公約だとかいろんなこと言ってきまされたけど、だからそうするん、私たちは協議してやろうじゃないかと、こうして親切丁寧にやろうじゃないかという話を、全部僕たちは外されたわけです。

だから協力してくれと、こういう形でこういうふうにやりたいんだと言えば協力します。だけどそれが無いわけなんです。議会は議会でやれと、町民会議まで言われてるんですから。余りにも議会軽視の中で余り言いたくなかったけども、やっぱりこう言わないけんのかなと思って、今僕は聞いてるんです。だから当時平成21年の答申が出たときに7回協議やってます。第1回目委嘱状交付してます。あの答申の諮問はしたのは町長誰ですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 教育委員会がしたんであって、私は諮問しておりません。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） ちゅうことは、教育委員会がみずから答申を計画したちゅうことですか。ほたら、町長知らなかったということで費用弁償出たわけですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 何か、会議をやってる形の中で、委員が出たからということで費用弁償出たのではないか。そんな中身までは私関与しておりませんので。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 町長知らないで費用弁償出たんですかって聞いてるんです。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 会議をやった、出席したという形で支出命令は出てきておると思うんで、そこんところは支出命令票が課長の段階だったかもわかりませんが、これはちょっと決裁規程見てみなわかりませんが。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 議長これおかしいと思いませんか。費用弁償、町長が知らんで出るとか、諮問なしの教育委員会が勝手に答申をかけていったとか（発言する者あり）いやいやそうじゃない。じゃあ、その資料請求しましょう、町長最初第1回目挨拶してるんじゃないかと思ったんですけど。（「はい」と呼ぶ者あり）まあそりゃいいです。じゃあどちらにしてもそうだな、もうこれ以上聞いてもあれだな、あとはまた委員会でいろいろと話をしていきたいと思います。

じゃあ最後に1つだけ、教育長、この広報に現在の椎田中学校、築城中学校の2校体制を堅持するっていう形で、教育委員会では協議を重ねという形ですが、私を知る限りでは答申が出た後の教育委員会が統合をしないというした会議は1回のみなんですけど、ほかにあと何度きょうまでに会議をされてる、この協議を重ねたんでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） はっきり回数は覚えてませんが、何度となくしました。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 前回委員会のときには2度と言ってるんです。でも、議事録は1度しかないんですが、何度したんでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 進教育長。

○教育長（進 俊郎君） はっきり回数は覚えてませんが、この委員アンケートの結果の前も後も前後してはっきり回数は覚えてません。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） わかりました。いいです。では委員会までに、教育委員会の会議です、何回してるか委員会までに報告をしていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。

.....

○議長（田村 兼光君） それでは、次に5番目、西畑イツミ議員。西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 通告に基づきまして質問いたします。

午後のもう3時前というのは大変皆さんお疲れと思いますので、明確に答えてください。よろしく願いいたします。

まず初めに防災についてですが、土砂災害危険箇所の調査及び対策について質問いたします。

台風や集中豪雨などによる災害が頻発に起こっております。広島の土砂災害では72名の方がなくなり、いまだに2名の方が行方不明です。

築上町において土砂災害防止法により、対策の義務づけられる警戒区域が指定されている場所

がありますか、あれば教えてください。また、土砂災害危険箇所は何カ所ありますか。その場合の対策はどうしておりますか。その点お尋ねします。よろしくお願いします。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 総務課、則行でございます。

土砂災害の危険箇所についての御質問につきましては、本町の危険箇所につきましては、県が既に調査を完了しています。平成の25年1月にそのデータをもとに旧椎田、旧築城でも住民説明会を開催いたしまして、平成25年3月26日県の告示で公表をいたしておるところでございます。

個別箇所の詳細につきましては、町の防災計画の中でも明記をいたしておりますけども、土石流の警戒区域といたしまして、町内の山間部を中心に警戒区域が72カ所指定されております。そのうちの64カ所が特別警戒区域に指定をされております。

また、急傾斜地崩壊の警戒区域には、この部分は土石流との重複も含めますけど98カ所が指定をされておまして、そのうちの93カ所が特別警戒区域に指定をされております。

この周知の方法でございますけども、指定箇所の詳細な図面等につきましても防災計画には記載はいたしております。ただし、防災計画が町全体の図面をA3でしかしておりませんので、町民の方向けには平成21度に作成いたしました町のハザードマップ、この中に土砂災害の警戒区域ということで地区を明記いたしております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 土砂災害危険箇所がこのハザードマップの中に書かれてるということですが、この中に書かれてるということですが、それがこの色でピンクの濃い色が急斜面のあれですか、それとも土色のほうが崩壊危険箇所ですか。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 総務課、則行でございます。

議員さんハザードマップお持ちですので、ハザードマップで説明さしていただければと思いますけども、この中のちょっと今開いてるところが21ページごらんください。ちょうどみやこ町と隣接いたします本庄地区になりますけれども、この中で凡例ということで、土砂災害がある箇所と左側のほうです。土砂災害がある箇所ということで、土石流の危険渓流域、その1つ下に土石流危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域ということで、黄色とあとはちょっと茶色ぎみの部分とピンクの部分があると思いますが、それが指定された詳細の箇所図でございます。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） でも、いつもいつもこれを見ないと、どういうところが危険箇所かとかわからないので、例えばこの本庄の方たち、それから榛原・寒田の方たちには、こういう場所が危険なところですよちゅう周知徹底はされてるんでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 総務課、則行でございます。

本年7月に、自治会長会の定例会の総会がございました。その中で、この土石流関係の危険区域のある自治会の自治会長さんには、全てのところのまた箇所図を新たにお渡しして、各その区域の中に入られている個別の住宅に周知徹底をお願いするというので、図面等については配付さして説明もさしていただいております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） そうすると、自治会長さんを対象にされた周知徹底の説明をされているけど、そこにお住いの方たちを集めての説明はなされてないってということですか。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 総務課、則行でございます。

何分箇所数が多いでございます。それと以前になりますけども、冒頭でも御説明いたしましたように、平成の25年1月、指定をされるときに、椎田地区、築城地区それぞれ説明会も開催していただいております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 全体を集めてされたわけでしょ。その地域、地域に入って、入って行ったわけじゃないでしょ。あのですね、こういう周知徹底を図らないといけないような場合は、確かに集めることも大事ですけど、やはり職員がその地域、地域に入行って、周知徹底できるような話し合いをすべきなんです、町長そう思いませんか。

だからこういう計画で、多分町長に上がってくると思うんです。その場合、こういうことも大事だけど、それぞれの自治会で単位で人を集めてはするのかどうかってのは、聞いたりはないんですか、町長。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 直接町がいろんなところ行って説明したことはないんですけど、自治会長さんそれから自治会の役員さんそれから消防団員の方、それぞれ地元のいわゆる雨が降ったら危険地域ってのはよく熟知をいただいております。

そういう形の中で警報が出たら声かけをしていただいておりますというのが現代の状況でございます。ある程度自主防災組織を多くの自治会で設置をしていただいております、その中がうまく機能しているという形に捉えておるわけでございますけど、まだまだ自主防災組織のないところは自治会長さんをお願いしながら、自主防災組織を備えていただくというなことで、そしてひとり住まいの方とかそういう方は、ぜひお声がけをできるだけ早くやってくださいということをお願いをしておるところでございます。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） わかりました。次の災害どきの要援護者名簿についてと関連しますので、そちらのほうに移りたいと思いますが、災害に際して、まず問題になるのは避難や救護の体制です。

体力が衰えて不自由さも抱えた高齢者や障害のある方たちを、短い時間で避難させることは容易なことではありません。日ごろから地域や行政が高齢者の連絡網などを整え、体制を準備する必要があります。高齢者や障害者の尊厳を損なわず速やかに避難させられるよう日ごろからの準備や訓練が重要です。

地域には災害どきの要援護者としてどのような方が何人生活しているのか、日常生活に密着した防災情勢は普段行政側からほとんど提供されませんが、地域住民相互の結びつきの状態などで、おおむね自治会などで把握できてますが、きちんとした名簿は必要だと思います。どの範囲まで災害どき要援護者の名簿が示されるのかお尋ねします。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 総務課、則行でございます。

災害時の擁護者支援名簿につきましては、社会福祉協議会におきまして、ひとり暮らし高齢者見守りネットワークというところに登録をしております。福祉課の管理する障害者情報ネットワークサービス提供者等とのデータを共有化しまして、9月1日現在で延べ人数の三百何人、実の数で212名が登録されてデータ化をしているところでございます。

なお、同じくこの登録者に伴いまして協力員の120名が登録をされております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 協力員も登録されてデータ化されておると言われますが、それが自主災害、各防災を立ち上げてるところにはその名簿として渡されているのかどうかお尋ねします。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 総務課、則行でございます。

名簿としてはお渡しいたしておりませんが、災害が発生した場合は、町のほうに対策本部ができます。その対策本部のなかに厚生班というものがあまして、そちらのほうから連絡が行くようになっております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） そうすると災害が起きたときにはきちっと連絡がいくってことですね。はい、わかりました。

それから次の、避難場所までの避難誘導についてですが、避難行動のおくれなどによる犠牲者が後を絶っておりません。住民への避難誘導対策が非難場所の環境整備とともに避難対策の重要な課題になっています。八女や星野村、広島のような大きな災害に見舞われておりませんが、日ごろから避難場所までの住民の避難行動に対する具体的支援を考えておくべきだと思いますが、考えておりますでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 避難意識の高揚ということにつながろうかと思っておりますけども、防災に関しましては、各自治会に自主防災組織の設置をお願いしているところでございます。

6自治会がありますけども、今設置されているのは5自治会に自主防災組織が設置をされております。防災が、防災といいますかそういうことが始まりますと、やはり自助その次に共助その後には公助というふうにならざるを得ないんですけども、自分でまず避難をする、自分でできない人についてはやはり隣近所の方とか役員の方がまずお世話をしていただく、それにできないものについては、公的な部分でまたお世話をするということで、今私どもの中では、やはり地元での自主避難の訓練の部分をお願いしております。

津波につきましては、以前湊の北の自治会、湊南北の自治会でやっていただきました。昨年につきましても、宇留津自治会のほうで消防団と協力をした上で、自主避難の訓練をしていただいております。

本年度につきましても、いろいろ自治会のほうにお願いをいたしまして、今年度は上深野と上香楽合同で11月24日の日に自主避難の訓練をするようにいたしております。こういう訓練を通じて、その避難路の確認とかどういう方をどういうふうにするかとか、そういうところを自治会のほうにも考えていただければと思っております。

なかなかやはり人出が伴うもの、労力が伴うもので、なかなか受けてくれるところが少ないんですけども、このやはり自主避難訓練これの多数の参加に向けて、声かけ等については今後も行っていきたいというふうに考えております。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） そうすると、この避難誘導は各自治会の自主防災組織で行ってもらうということですね。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 総務課、則行でございます。

役場の職員が全てやるというところ、役場の職員が全部で200名しかおりません。その中のこういう避難ということになってきますと、先ほど言いました厚生班、こちらに振り分けている職員、それとやはり地元の消防団ここがメインになってくるものと思われま。

大災害が起こった場合につきましては、やはり自衛隊、県そういうところにも依頼はできますが、当初そういう場合には数に限りがございますので、まずは自治会の自営ということでお願いをしたいというふうに考えております。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 自主防災組織が完全に機能すればいいんですが、なかなか昼間お勤めに行かれてて、高齢者だけが残るとい、高齢者が高齢者を支えて非難すること、この前湊北が実施しましたけど、あのリヤカーですかあれは、何ていうんですかあれ1人をお年寄りに乗せて、1人では、女の力では引っ張れません。アスファルトのきれいな道だったらある程度いきますけど、そうでない道に入ったときは1人では無理なんです。そうすると二、三人それにかかわれば、1人に対して3人ぐらいいるわけです。

だからやはりもっときめ細やかな自主防災をそれぞれ自治会に任せるのではなくて、職員が少ないって言われますが消防団の人たちも協力を得ながら、やはりそういう援護者、必要な方を安全に避難してもらうためにはどうしたらいいかというのをもう少しやっば考えておくべきだと私は思います。自治会に丸投げするのではなくてやはり自治会と職員とそれから消防団といろいろと協議をして、いい方向を考えるべきだと思います。

確かに自主防災組織でいろいろなことをやっておりますが、町からいただいたラジオつきの手で回す分、あれ何ちゅんですか、あれなんか少々回さないとラジオ聞こえないんです。だからもっとそういうのを工夫していただきたいと思います。

それと、とっさのときにはなかなかあれを一生懸命回してですよ、ラジオを聞くっていうなことは、そういう若い男性の方がいっぱいいらした場合はいいですけど、高齢者特に女性とかのところは、なかなか大変むずかしいんです。だからそのところもう少し細やかに考えていただきたいと思いますが、どうです、無理ですか。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 総務課、則行でございます。

議員さん言われましたように、役場の職員が行かないというわけではございません。役場の職

員も行きますけども、やはりどうしても数に限りがあるということがございますので、できるだけやはり自助、共助、公助ということをお考えいただきたいというふうに申し上げてるところでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） わかりました。こういう自主防災組織で避難訓練をしたりとかすることはとても大事なことです。でないといざといったときに、どうしていいかわからないで右往左往するのが現状ですので、こういう訓練は必要です。

またこういう何ていうんですか、例えば大雨が降って避難してくださいって放送があったときに誘導しますよね。それで大したことがなければ、それで行政と住民が実施して、こういうところもやっぱり考え直すべき、こういうところはやっぱりもっとしたほうがいいとかいうようなことにつながっていきますので、住民にとっても避難行動自体は一定の負担になりますが、実践的な体験を通じて避難のやり方を学んで、防災意識の向上を図る機会になると思いますので、そういう考え方をぜひ役場のほうとしても広めて行くように、これからも周知をお願いしたいと思います。

特に高齢者や障害者を避難させるには、自主組織だけでは困難な面もございますので、そういう面も加味して、これからまだまだ災害が毎年起こるであろうと思われまますので、ぜひそういう対策も考えていただきたいと思ひまして、次の、防災知識の周知はどのようにしているかについてお質問をいたします。

非難すべき場所は災害の種別で異なります。普段から逃げるところを決めておくといった防災知識の周知は急務となっております。昨年成立した改正災害対策基本法では津波や土砂崩れといった災害種別ごとに安全基準を満たした緊急避難場所をあらかじめして、住民に周知することになりました。緊急避難場所を指定した場合、ハザードマップにもつけないといけないと思いますが、このハザードマップを改定するお考えはありますか。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 総務課、則行でございます。

防災意識の周知というまず御質問でございますが、防災意識の周知につきましては、梅雨に入る前に毎年広報による掲載により周知を行っております。

今年度の6月号には、被災、非常時の非常の持ち出し品と備蓄品等について掲載をして、町民の方に災害等が発生した場合の対応についてお知らせをいたしております。

それと、ハザードマップに関してのお尋ねですけども、昨年、伊豆大島の土石流の災害がございました。そしてまたことし広島県の土砂災害が発生いたしまして、9月の下旬に県のほうより

土砂災害の再度箇所図、これはA3で縮尺は今のハザードマップよりもだいぶ大きくなって見やすくなっております。この分が9月中に県のほうより町のほうに配布されてまいりますので、9月の16日以降になるかと思えますけれども、土砂災害の警戒区域の地域には自治会長さんを通じて各家庭に配布をさせていただきたいと思っております。

それと、ハザードマップについてでございますけれども、ハザードマップにつきましては、現行のハザードマップには津波関係のデータが入っておりません。津波関係の浸水地区の再調査を県が27年3月ごろに完了させまして、それで新しい図面が作成されてまいります。その図面を踏まえまして、その土砂災害の警戒区域等につきましても網羅した部分を新しく作成をしたいというふうに考えております。

この分につきましても、町長、副長とちょっと話をさせていただいたんですけども、来年の梅雨前ぐらいに新しいハザードマップを作成して、町民の各戸に配布ができたらなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） そうすると、この洪水ハザードマップの中に地震と、地震も入るわけですね。今でさえなかなかこの見にくいのに、地震が入ればまあ海岸側でしょうけど、色が相当使っていったなかなかわからなくなるんじゃないかなと思って、地震は地震、何かかな地震や津波、それから洪水や土砂災害とか、こういうふうな別々に、これ洪水土砂災害対応ですよ、もう1つ地震津波の対応のハザードマップというそういうような作りかたはできないわけでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 総務課、則行でございます。

今後つくるものでございまして、今どういうふうな恰好でつくるというふうなことは、考えておりませんが、実際こういうハザードマップ何冊もなったほうが私は見にくいんじゃないかというふうな気はいたします。1冊にまとめてどっかわかる場所に置いていただけたほうが、わかるんじゃないかと。

津波については、やはりどういう箇所が浸水区域になるかわかりませんが、箇所的には割と海岸線の区域のみというふうになりますので、その分だけは別の別刷りといいますか、それで後ろに津波用とかそういう部分で掲載することもできるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 住民が理解できるようにわかるような、同じつくるんですからハ

ザードマップにさせていただきたいと思います。防災意識の周知は県のほうからの地図に基づいて再度またなさるといことで、このときはできたら自主組織の立ち上がってるところには出かけて行って説明していただけたらいいなあて私は思っておりますが、それが困難であれば、自治会長、そういう代表者だけ集めてその代表の方が各地域で説明会をするように、多分するんだと思いますが、できたらそういう人たちを集めていただいて防砂愛知識の周知徹底を図っていただきたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（４番 西畑イツミ君） 次の２番目の質問に入ります。公共施設等総合管理計画について、計画の策定の進捗状況についてお尋ねいたします。

総務省は、４月の２２日に全自治体に公共施設等総合管理計画の策定を要請したと聞きますが、これはどんな計画なのか、また計画をしているのであれば進捗状況を教えてください。

○議長（田村 兼光君） 財政課長。

○財政課長（八野 繁博君） 財政課の八野と申します。

今西畑議員がおっしゃったように、４月末に総務大臣のほうから策定要請がきており、まだ着手していない状況でございます。

公共施設の計画というものは、公共施設の老朽化対策が大きな課題となつていうことから現状と課題を客観的に把握しまた分析し、人口やそういう見通しを勘案した上で、利用状況等を踏まえた上で、更新とか長寿命化に向けての対策を講じるような計画を策定するようにと示されております。

この計画の対象となる公共施設というものは、ただ単に町が所有する構築物、箱物だけを対象とした計画だけではなく、道路、橋梁等のインフラ施設や公営企業の上下水道の関係になりますけど、管の分を含めた施設を含んだ総合的な公共施設の総合管理計画として策定しなければならないものとなっております。

本町としましては、今ちょうど総合計画の見直し行う予定でもありますし、その整合性をとりながら、この計画を合わせて策定する方向で取り組んでまいりたいと考えております。

何分、今言いましたように、町の施設全体の分のものを把握しなければならなく、相当事務量を伴うことから考えられることから、現段階で具体的に策定期間がいつとか期間についてのお答えはちょっとし兼ね兼ねます。

でもしかしながら、今後の長の財政運営や町民サービスに直結する重要な問題と認識しておりますので、今後計画の内容等は十分検討の上で、とりくんでいきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（４番 西畑イツミ君） この総務省からの公共施設等総合管理計画の策定の取り組みの内容の中に、地方財政措置として計画に基づけば公共施設の取り壊しに限った地方債の特例措置が認められるって書かれておりますが、そういう部分もこの老朽している公共施設の取り壊しに出来ないのかどうかを検討していただきたいのですがどうでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 八野財政課長。

○財政課長（八野 繁博君） 財政課八野です。

今財源面のことで西畑議員がおっしゃいました、その分でお答えします。

まず、計画策定に関する経費につきましては、本年度から３年間特別交付税という形で計画費の２分の１ですか、措置されるっていうことになっております。今取り壊しに関する分について、当分の間起債が措置されるとうことでございますけれども、この取り壊しに基づく起債ってのが一般単独事業債っていうて、このこれがただお金を借りだけの借金みたいな交付税措置が全くない地方債でございます。これは、充当率が７５％でございますけれども、これを借りて取り壊し等をすれば借金がふえるだけっていうことで、交付税措置がないもんでなるべくこういうものは利用しない方向で考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（４番 西畑イツミ君） この財政措置は、借金になるということ、私が今知りました。特例措置で７５％の充当があるということで、よく７５％の充当だから町費が幾らだからこれは安くできるとおっしゃるもんですから、私はそういうふうに捉えておりましたが、はいわかりました。ぜひ老朽化の施設は町内にはたくさんございますので、計画の中に取り組んでいただいて総合的かつ計画的なものを行っていただきたいと思えます。

次に、質問に移りたいと思えます。次の質問は町税等の収納率向上について、町税、保険税、住宅家賃等の収納率向上をとの指摘事項への取り組みをお聞きしたいと思います。

町税、国保税、住宅家賃等の収納率については、毎年決算において実行ある対策をと指摘されております。職員の皆さんは収納率を上げるために訪問したりして努力されておりますが、思うように収納率が上がっておりません。実行ある対策の取り組みをぜひお聞きしたいと思います。

町長。

○議長（田村 兼光君） 神崎税務課長。

○税務課長（神崎 一浩君） 税務課神崎です。

まず初めに収納率平成２５年度分を申し上げます。前年度分が９６．０８、過年分が１４．４１、前年度に比較して０．１６、過年度においては０．９４ポイントふえております。

そして収納率上げるためにはやはり現年分の滞納を減らすことが最大の対策だとは考えており

ます。そのために各納期の前には広報掲載、無線放送を活用した納付を促しております。

また、督促状及び年2回の催足状の発送をしており、納税相談に来た方には口座振替の推進を行っております。

また滞納分については、積極的に納税相談を実施し、分割での納付の制約をとっていますが、悪質な滞納者に対しては動産、不動産、給与、預金等の差し押さえを実施しております。また差し押さえ物件を換金するために、合同購買会への参加や本年度からは官公庁のオークションへの参加も準備しております。

またもう1つ、固定資産税の滞納では所有者の死亡による滞納が増加しております。その対策として所有者の相続人を探すことで、今国勢等の調査を行っているところでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 大変な努力をされていることについては敬意を表しますが、今悪質な方とおっしゃいましたが、悪質っていうのはどういう部分言われるんでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 神崎税務課長。

○税務課長（神崎 一浩君） 税務課のほうで預金調査、給料、そういう調査も行っております。

そしてある程度収入があっても支払いをされていない方がおります。そういう方についてそういうふうに申し上げました。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 町長にお尋ねしますが、個人調査というのは町が勝手にできるわけでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 町がこれはできます。国税徴収法の準用規定で国税局のやることと同じことができます。それで各金融機関へ預金の残高証明をそれぞれの個人名でいただくことができます。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） その場合本人に了解を得てするんですか、それともそういうのなしでするんでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） それは全く本人の了解を得ません。法によってちゃんと認められておりますので。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（４番 西畑イツミ君） はい、わかりました。悪質な方が１人でも減ればそれだけ収納率が上がりますので、その本人に了解を得ずに法的にできるというのであれば、私がここで問題にするほどでもないと思いますが、できるだけそういうふうにならないようにきめ細やかに職員が対応し、累積赤字にならないようにしていただきたいと思います。でないと、もう１億６,０００万とか３億幾らとかそういうお金がありますので、ぜひ頑張って徴収を行っていただきたいと思います。この町税の収納率向上についての質問は終わります。

次に、県の制度の活用について難聴対策の補助について、それから一度に質問いたします、耐震化補助制度の活用の考えについてお尋ねいたします。

○議長（田村 兼光君） 平塚福祉課長。

○福祉課長（平塚 晴夫君） 福祉課の平塚でございます。

難聴対策の補助についてということで、県の要綱、福岡県軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業のことでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（４番 西畑イツミ君） 補聴器の購入に対する県の補助制度ですが、これは１８歳まででしょうか。

○議長（田村 兼光君） 平塚福祉課長。

○福祉課長（平塚 晴夫君） 福祉課の平塚でございます。

一応これについては目的、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費の一部を助成し、言語の習得、教育等における健全な発達を支援し、福祉の増進を図るという目的でございます。これにつきまして、実施主体は市町村とそして交付対象者、まず福岡県内に住所を有すること、２番目に１８歳に達する日以降の最初の３月３１日までの間にあること、そして原則として両耳とも聴力レベルが３０デシベル以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならない方というふうな規定がされているところでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（４番 西畑イツミ君） 大変ありがたい助成制度ですので、ぜひこの軽度・中度難聴児の方には補聴器の購入に対する県の補助制度がありますよっていうことを周知徹底させていただきたいと思います。

次に、耐震化補助制度の活用の考えについてですが、これは県に３０万円の、耐震診断の結果木造一戸建て住宅の耐震改修工事に対して県が上限３０万円まで助成するというものだと私は思っております。

市町村の助成額がゼロでも、自治体として必要な要項を定めれば県は３０万円助成するという

内容だと聞いておりますが、間違いございませんか。

○議長（田村 兼光君） 久保政策課長。

○都市政策課長（久保 和明君） 都市政策課の久保です。

議員さんのおっしゃっています、福岡県の市町村における木造戸建て耐震改修補助制度というの県で組まれておりまして、これは間違いありません。制度の趣旨としましては、昭和56年以前に建てられた木造戸建て一般住宅、この耐震強化を図るために現在県が平成23年度から27年度の5年間実施しております。

これにつきましては、平成24年度に築上町で耐震改修促進計画を策定しておりまして、この計画にのっとり築上町でも実施できるということになっております。

平成25年度までは、市町村の負担がなければ県の補助金がでないという、そういう制度でなかなか制度が進みませんでした。平成26年度に県の要綱が見直されまして、市町村の財政負担がなくても県の補助が可能な制度に見直されましたので、今年度中に県が全市町村で取り組まれる見通しになっております。

本町での県の補助率が20%、限度額30万円のこれに町の上乗せをどうするかということで現在検討しておりまして、予算を含めまして12月までに築上町木造戸建て住宅耐震改修補助金の交付要綱を制定するところで検討しております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 私は、手を上げたら即利用できるのかと思って大変ありがたいなと思いましたが、いろいろの準備が要するというふうに今係のほうからお聞きしました。ぜひ、誰もが安全に住めるようにするためにはやはりこの耐震診断は必要と思います。ぜひこの制度を有効に活用できるようにしていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

次に、認知症対策について大牟田市の取り組みを取り入れる考えはないかをお尋ねいたします。

認知症を地域で予防、早期発見し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりが各自治体で取り組まれております。認知症の啓発と早期発見に取り組む先進地もふえております。大牟田市が取り組んでおります、自治体と事業所、地域住民との共同で多彩な取り組みを行い、認知症にならない、なっても安心なまちづくりを進めています。

認知症の人が安心して徘徊できる徘徊ネットワークや、認知症の理解を深めるために小中学校で絵本教室を開催して効果が上がっていると聞いております。物忘れ検診認知症コーディネーターの育成、子供たちと認知症を学ぶ絵本教室を市が企画して認知症にならない、なっても安心なまちづくりを誰もが安心して支え合う地域を目指して取り組んでいると聞いております。そういうことがこの築上町でもできないかどうかをお尋ねいたします。

○議長（田村 兼光君） 平塚福祉課長。

○福祉課長（平塚 晴夫君） 福祉課の平塚と申します。

今議員さんがおっしゃった、大牟田方式ということで、具体的には徘徊で行方不明になった認知症のお年寄りを地域ぐるみで保護する大牟田市の取り組みということで、ことして10年目を迎えておるようでございます。

警察への通報をもとに、高齢者の特徴をメールなどで民生委員や校区役員に伝え、早期発見につなげる試みというのが大牟田方式ということで、これも全国で104自治体に拡大をしておるということで、うちの実態はどうなっておるかとお申しますと、実は大牟田の認知症対策につきましては、3月の13日にチアフルつきで100名程度の参加をしていただきまして、大牟田市の事業に当初から取り組みにかかわっていらっしゃる方で、大牟田市認知症ライフサポート研究会の大谷るみ子さんという方がおられます。この方を招いて認知症介護講演会イン築上町というものを開催をし、講演会を行ったところでございます。

そして、今度9月の17日に包括ケア会議ということで、これは毎月実施をしておりますが、今回につきましては警察、医師、司法書士、京築保健福祉事務所に加わっていただいて、築上町の徘徊ネットワークの構築について意見交換をするよう予定をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 地域認証ケアの会議を9月17日に開くということですが、これは一般の人も参加できるのでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 平塚福祉課長。

○福祉課長（平塚 晴夫君） 一般ということではなくて、事務者が集まって毎月実施をしております。年に2回だけ警察、医師、司法書士、福祉事務所というところに入っていただいて協議をするという場にしております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 大牟田市の取り組みのように、ここは小学生や中学生がお年寄りを見かけたら声をかけて、おうちまで話をしながら帰っていったるそうです。その地域ぐるみでお年寄り、徘徊をされる人を見守りそして何ていうんですか、話をして、それで表情がとても明るくなってるという話を聞きました。

築上町も認知症の方が大変ふえております。また私の知ってる方も徘徊して、家族が大変苦労してる事例も知っておりますので、ぜひこういう小学校、中学生対象にした絵本教室なんかも開いて、ぜひ認知症に対する偏見をなくすような取り組みをしていただきたいと思います。こう

いう学校の生徒を対象にした絵本教室なんかを計画する場合は、やはり教育委員会あたりに相談しないとだめなんでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 平塚福祉課長。

○福祉課長（平塚 晴夫君） 福祉課の平塚でございます。

その学校関係につきましては、ちょっと私も初めてそういう話を聞きましたので今度の豊築ケア会議の中でそういう話もしていきたいと思っております。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） はい、今認知症は社会問題になっておりますのでぜひ地域ぐるみでこの認知症の方を暖かく見守るような築上町にしていきたいと思っております。

以上で、私の一般質問は終わります。

.....

○議長（田村 兼光君） それでは、ここで一旦トイレ休憩いたします。

再開は3時40分。

午後 時 分休憩

.....

午後3時40分再開

○議長（田村 兼光君） **小林和政議員**。小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） 予定の時間でございますので、そろってないのを待つのが正しいか始めるのが正しいか、私は始めるほうが正しいと思っておりますので、一般質問始めさせていただきます。

初めに、私は自治会の関連の一般質問をさせていただこうということで出しております。先に結論を申し上げますけども、今回の議会に築城地区の自治会長会の連名で嘆願書を出された、全員の方の、これは、我々議員にとっても行政にとっても極めて重く受け止めるべきものである、こういう前提でお尋ねするつもりでおったんですが、先ほどの塩田議員の一般質問の中でちょっと、私が考えていた心配がある。本来の形で自治会なり自治会長さんからの嘆願であるならば十分重く受け止めるべきであると考えておりました。ちょっと不安があるのでその確認をしていきたい、そういう気持ちで今回の一般質問を申し込ませていただいたんですが、先ほどの塩田議員の質問の中でおもしろい表現がございました、2つありました。1つは、町長に副町長に頼まれてのことであるみたいなことを塩田議員の発言がありました、事実かどうかわかりません。さらに町長のことばの中に議会はいらんと、住民に直接聞くというような表現をされたというようなことも塩田議員が発言されておりました。

私は、自治会長の全体の意見でありますから非常に重く受け止めるべきであるけれども、多少

の心配がある、その点を確認をしておきたいという気持ちでおったんですが、その点にかなり関係する内容がここで出ておりました。

これはおっつけ私この項目の4で自治会と行政とのかかわりについてということで、お尋ねするようにしておりますので、その件は後ほどお尋ねしていきます。

まず、その前に確認をしていきます。この自治会というのはどのようなものか。先ほど町長発言の中で、地域の住民の方の意見を最優先すべきであるという考え方でした。私もそう思っています。この自治会というのは、そういう人たちの組織である、私はこう考えておるんですが、今築上町で66の自治会が活動されておる。その66の自治会の中で多少の戸数の差があります。

66自治会に加盟しておる全ての戸数の数がわかりましたら、まず最初に教えていただきたい。

○議長（田村 兼光君） 渡邊企画課長。

○企画振興課長（渡邊 義治君） 企画振興課、渡邊です。

全66自治会の世帯数が、7月1日現在でございます、6,978世帯というふうになっております。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） 66自治会6,978、全所帯数は。築上町内の全所帯数はわかりませんか。議長、もういりません。私が何を申し上げたいかちゅうと、この自治会というのは全ての住民が強制的に入らなければならないものではないということを確認したいんですが、いかがですか。

○議長（田村 兼光君） 渡邊企画課長。

○企画振興課長（渡邊 義治君） 企画振興課、渡邊です。

強制ということは本町のまちづくりにおいては極力あってはならんということで、自主的な参加を常日ごろからお願いしてるところでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） じゃあ、この自治会というのについて課長あなたのようなものがこの自治会である、行政的に考えて、あなたの自治会はどのようなものが自治会というふうにお考えになってますか。

○議長（田村 兼光君） 渡邊企画課長。

○企画振興課長（渡邊 義治君） 企画振興課、渡邊です。

本町におけます自治会っていうのは、町の自治会設置要綱に基づいて町長が認定した住民自治組織という位置づけになっております。合併後に町内会から自治会という名称変更してきておりますけども、実態としては自治会、町内会それをずっと継続した形で築上町の自治会組織はなっ

てると思います。

そして行政との役割ですけれども、本町における自治会につきましては、行政の執行にかかる地域のどういいますか、受け皿といたらちょっと語弊がありますが、行政との連携、協力そういった形での一面、それともう1つは各地域にも昔からございます自主的、地縁的といえますかそういった住民組織という両面を持つてるのが自治会だというふうに思っております。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） 自治会設置規則というのがあるわけですか。自治会の設置規則というのがあるわけですか。いや待て待て、あるならば、その中で自治会とはこういうもんだちゅうこと書いておられるんですか。

○議長（田村 兼光君） 渡邊企画振興課長。

○企画振興課長（渡邊 義治君） 企画の渡邊です。

本町の自治会設置要綱ということで定めておりまして、自治会の詳細についてはこの中ではうたっておりません。設置にかかる手続といえますか、そういったことをやっております、具体的には各自治会の規約の中で定めてると思います。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） 本来、この自治会というのは、条例的あるいは法令的な制度上、法制度上では何ら立場がないはずですよ。それをこの築上町では設置要綱として段取りだけつくっておるとこういうことですか。こういう理解をしていいわけですか。

○議長（田村 兼光君） 渡邊企画振興課長。

○企画振興課長（渡邊 義治君） 企画振興課、渡邊です。

法的な形というのはこれから一步先進になりますけど、法人化という方向性はございますけれども、いずれにしても地域の自主的な活動をやっていくために必要不可欠な組織ということで考えております。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） あくまでも任意の団体でしょうが、自治会ちゅうのは。これはあなた、法人化の問題をおっしゃってました。自治会ちゅうのは戦前の自治会なり町内会が、極めてお互い干渉するような技巧とか、あるいは人権を抑えるような働きがあったから、戦後になって22年にGHQから解散命令が出されてやめたんです。その以降、何の法律もないまま現在まできておるわけでしょ。それであなたのおっしゃる法人化というのは、平成3年に自治法の改正があって、共同財産みたいなやつがあって、これを処理するときに問題が起こるから、これに対応できるように町長が地縁団体として認めたら法人格を求める、ただしその法人格を認める自治会は、財産があるとか、将来財産が手に入るから法人化をして登記ができるようにするというの

が平成3年度になった、これが法人化のもんでしょ。実際の自治会については、それが幾らあるかまだわかりませんが、自治会というのはあくまで任意の団体である。入る入らんは本人の自由である。その地域に住んでおる人たちが対象であるだけであって、入る、入らんは任意のものである。

その任意の団体の中で規則をつくり、それぞれの規則をつくり、その中で代表として選ばれた方が自治会長、選び方はその規則によって選ぶ、そういうことになっておるはずですが、任意の団体であって、その任意の団体の中の規則で選ばれた方が自治会長、ということは、自治会長はその任意の団体の意見を代表するものである、こういうふうには私は理解しておった。そういう理解があったから、最も重視すべき項目であるというふうに申しあげましたけども、私の認識と課長あなたの認識は違ってますか。

○議長（田村 兼光君） 渡邊企画振興課長。

○企画振興課長（渡邊 義治君） 企画振興課、渡邊です。

いろんな多角的な面が自治会ございますので、今議員がおっしゃった範囲では私もそのように考えており、あくまでも自主的な組織というふうには考えております。

ただ、行政上とのパートナーシップといいますか、行政だけでは全てが行政ができるわけではございませんので、その辺の関連性ちゅうのは重視は自分としてはしておるつもりでございます。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） 今、課長のおっしゃる行政と手を携えて仲良くやっていきます、わからんことないですよ、いいですか。だけど実際は設置要綱で事務上の決まりがあるだけであって、自治会についての決まりはこういうものであるちゅうのはないわけでしょうが、条例にも、法制上にもないわけでしょ。ということはあくまでも任意の団体で任意の代表ができておる組織であると、これを行政に都合いいように利用しようかという考え方が少しあなたの中にあるから、今のようにパートナーシップを持った上で協働で進む、こりゃわかります。お互い善意のもとに進むんであるんやったらそれは当たり前のことだと思います。だけどそういう状態に本当になっておるか疑問があるから、私は初めに申し上げてることなんです。町長あなたこの点についていかがお考えですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 自治会というのは、私は、課長も言っていましたけれども、二面性を持っておると、1つは自主的な組織で地域のいろんなことを長となって決めていく、いわゆる大字が基本的な単位になってますけど、大字の中にそれぞれ分かれた自治会もございます、2つ3つです。そういう形の中で、もう一面は町長が私は委嘱状を出してます。特別公務員という形で、地方公務員ということで、自治会長を委嘱して年報酬を支給しておるところで、これは回覧板

の配付とかむらづくり地区計画をぜひつくって提出してほしいとそういうふうなことで、行政にかかわる関係の分については、委嘱をしているんな形でお手伝いをしてもらうというなことでや
ってるのが、私の自治会長の自治会の考え方でございます。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） それ後ほどお尋ねしようと、かかわりの中でお尋ねしようという
ことだった、先に答えてくれて助かりました。

じゃあもう具体的に、自治会なり自治会ではそういうものであるという認識のもとで、実際今、
交付金という形で自治会にかなりのお金が出てます。それ少しお尋ねしていきますが、まず私の
自治会の総会の資料ですが、これに出てる項目です。

まず、まちづくりの交付金ということで、私の地域には25年度に42万4,000円入って
ます。これが全体で、これは25年度のこの決算書です、この中にまちづくり推進交付金
3,641万7,000円ということが出てます。66自治会にこのように配分されておられると思う
んですが、自治会の中に1桁の戸数の自治会もあります。何百の戸数の自治会もあります。この
実際の配分の仕方がどういう基準でされておって、差があるなら一番低いやつと一番高いやつだ
けちょっと発表してください。地名はいりませんけ、金額的に高いのと低いのだけ。

○議長（田村 兼光君） 渡邊企画振興課長。

○企画振興課長（渡邊 義治君） 企画振興課、渡邊です。

まず、額の一番高いところが25年度でございますけれども183万3,000円、最低額が
37万8,000円となっております。それとまちづくり交付金の算定の仕方でございますけれ
ども、一応算定基準を設けております。それで項目としては、大きくは4つ4分類であります。

1つは、まず文化祭を何らかの形でやっていただきたいということで文化祭のための交付金
1自治会に3万6,000円定額、それから役員手当これが会長さんからそれぞれ自治公民館長、
産業振興環境部長等々監査まで含めましてございます。それを、役員手当をそれぞれ単価を定め
まして各自治会におおむね19万1,500円という形で配分ができております。

それから、まちづくり交付金という形で戸数です、戸数それから均等、済みません人数割です、
住民基本台帳に基づきまして、一定額を案分して、人数で案分するという項目、それと均等割で
1自治会当たり13万5,000円、それから大規模自治会200戸以上の大規模の自治会につ
きましては、別途世帯数に応じて200世帯を超える部分につきまして別途予算措置をして上乗
せをしている。詳細につきましては、ちょっと細かい話になりますので。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） 66自治会の中で一番ちっちゃいのは1桁の自治会もありますよ
ね。これが恐らく37万なんでしょう。183万、このまちづくり交付金として出ておるのが一

番大きいところでしょう、そういうふうに理解しております。

じゃあ次に、環境美化に関する交付金があります、これ環境課ですか、これが私んところで10万なんです。全体で666万ということになってますが、これは一律なんですか、もう長くいらんですけ一律かどうかだけでいいです。

○議長（田村 兼光君） 進環境課長。

○環境課長（進 信博君） 環境課長の進でございます。

内訳につきましては、最低が10万ということで62自治会が10万です。先ほど申し上げました人口が多い地域につきましては割増ということで、総額666万になっております。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） っていうことは、それだけの私んところでの50万以上での交付金が出ております。これだけの交付金を出すまちづくり交付金と推進交付金という形で出ておりますが、これに根拠になるのは根拠になるのはなんだろうか。要するに自治会については設置要綱があつて届け出をする、それだけしか法的にはないわけでしょう、条例的には。町の働きの中で。それ以外に何か根拠になるものがあつて、この交付金になっておるんか。これをちょっと教えてください。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） この自治会の交付金は、非常にいい制度だということで私は理解しております。これは旧稚田町時代に、今おられる工藤政由町長がこれを発案して各自治会に交付金を出そうと、いい制度だなとそれぞれ自治会が自主的にいろんなものを予算の範囲でいろんな責任持ってやってもらえるというなことで、いい制度だなとこういうことで認識をしてこの制度を踏襲しておるところでございます。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） 私はいいとか悪いとか申し上げませんが、これ何らかの法的な根拠なり条例的な根拠が必要じゃないかという気持ちがあつたわけです。何でもかちゅうと、これ都合いいように、自治会のほうでも都合いいように理解し、行政のほうも都合いいように理解する場面があるんじゃないかという気がするわけです。

それで先ほど、塩田議員の質問で発言でおもしろい発言があつたということで申し上げました。これ、私は要するに心配やつたのはそういう面なんです。だから、もう少しほんとは詳しい話をお尋ねしたいというふうに思っておったんですが、もう結論的なものに入ります。

先ほど町長は、委嘱状を自治会長に町長名で出しておると、町長が委嘱状を出すのは自治会長に出すんでしょ。ということはその要綱に基づいたものが委嘱状なんです。じゃあ先ほどお話になりましたような、行政に関するさまざまなお手伝いをさせていただくために委嘱状、こうい

う仕事をしてもらうために委嘱状を出しておる、こういうことですよ。そう理解していいわけですか。（「そうじゃありません」と呼ぶ者あり）

○議長（田村 兼光君） 渡邊企画振興課長。

○企画振興課長（渡邊 義治君） 企画振興課、渡邊です。

自治会長の設置要綱における、町長が委嘱するわけですがけれども、担当職務ということでちょっと規定しておりますので、4つほどありますのでちょっと読まさせていただきます。

区域住民の把握に努め行政証明等の福祉に関すること、2番目に広報、調査書、報告書等の配付及び取りまとめに関すること、3項目でまちづくりに関すること、4番目に全3項目他町民に関係ある事項の周知徹底に関すること
というような形でうたっております。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） いいですか、町長、今ので。ということは、そういう業務を行政からお願いしておる、だから委嘱状を出す、その委嘱状を出す、先ほどの交付金の中に役員手当としてその中に含んでおりますというお話がありましたけれども、自治会長手当というのが別に出てます。自治会長手当というのは、総務費の自治振興費、非常勤職員報酬自治会役員報酬として1,369万、昨年度の決算書類の中です。1,369万。これはどういう支払い方をされてますか。

○議長（田村 兼光君） 渡邊企画振興課長。

○企画振興課長（渡邊 義治君） 企画振興課、渡邊です。

報酬につきましては、委嘱された方が築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の中で、根拠で自治会長の年報酬を定めております。これに基づいて支払いをさしていただいております。

それと1点だけ、濟いません、先ほどまちづくり推進交付金の支払い根拠でございますけれども、これも築上町まちづくり推進交付金交付規定ということで、合併前から旧椎田町で継続していたやつをそのまま引き継いだ形で築上町で継続しています。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） じゃあその自治会長手当は、自治会の口座に振り込むのではなくて、直接個人のほうに入ってますよね、そうでしょ、間違いありませんか。

○議長（田村 兼光君） 渡邊企画振興課長。

○企画振興課長（渡邊 義治君） 企画振興課、渡邊です。

町からの、今言った条例に基づく年報酬につきましては個人にしております。補足でございますけれども、先ほどのまちづくり推進交付金の中に入ってる手当というものは、あくまでも自治

会の中で配分といいますか、額も決めていただいて有効活用していただくという趣旨で算定の中に入れております。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） ということは自治会長さんの中には、その個人で直接もらう手当もあるし自治会としていただいた、あるいはその自治会費全体の中から役員手当として受け取る方もおられる、実は私も5年ぐらい前にやりました1年だけ。私は両方いただきましたよ、当時。だから恐らくそういう形になる、なっとるんじゃないかと思うんです。

こういうふうに非常勤職員報酬としてこれだけいただく、町からそれだけの仕事を受け持っておられる方、非常勤職員これが自治会長さんですよ。この自治会長さんであれ、その自治会任意の団体の代表である自治会長さんであったならば、当然その地域の住民の方の意思を反映したものであるから、最も最も大切に扱わなければならない意思とは思いますが。ところがその中に、先ほど来何回も申し上げております、町長、副町長に頼まれて云々な表現がありましたけども、こういうもし事実があるとしたならば、極めて問題だと思うんです。こういうことありませんか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 頼んだことはないけれども、議会の修正案の状況とかそういうものは説明をして、それぞれ皆さんでいろんな判断をしながら対応していただきたいということは言ったことはございます。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） 今そういう答弁いただきました、皆さんいろいろ耳にしておると思いますが、町長からはそういう答弁をいただきました。

じゃちょっと具体的にお尋ねします。先ほど、総務課長が自治会長会の総会を4月に開かれた、そういうお話ありました。じゃあこの総会の招集の通知はどんな名前で出しました。

○議長（田村 兼光君） 誰か、渡邊企画振興課長。

○企画振興課長（渡邊 義治君） 企画振興課、渡邊です。

総会につきましては自治会長会のほうからやっております。定例会等につきましては自治会町会も要請を受けて事務局でございます。企画振興課のほうから通知を出さしていただいております。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） ちょっとはっきり言って、その総会の通知は自治会長会の会長が出された。

○議長（田村 兼光君） 渡邊企画振興課長。

○企画振興課長（渡邊 義治君） 総会はあくまでも自治会長会の総会ですので、自治会の主催に

なります。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） 主催はいいんです。実は私がお尋ねしたいは、私が自治会長しよるときには町長名で招集がかかったわけです。そのときは、私のときは。実際私はそのときにその場で発言して、自治会長会の総会は会長が招集権があって町長名で招集するのはどういう理屈かちゅうて質問したわけです。そのときの町長は席を離れてましたが、副町長がおいでになってお答えをいただいたわけです、私はまだ記憶に残っちゃる。ここでわざわざ副町長の名前を出して、したんです。副町長、そのときにどういう答えをしたかおわかりですか、もう忘れてでしょ。忘れてらいいです。だけどそんなときに私がそういう質問したこと覚えてますか。覚えてない。これそういうふうにならわれ、私が質問したわけです、その場で。そしたらその答弁が、町長おりませんでしたけど、副町長がお答えいただきました。きょうは役場からのお願いが多いので町長名でしました、そういうお答えやったんです。だけ実際その後、自治会長会がやるならばそれで問題ない。それでいいと思います。しかし前例を私が経験しておるとです。自治会長会で総会で、7月ですから6月の議会で否決された内容が当然話題になったと思いますが、町長挨拶等でこの内容についての説明だけでなく、嘆願書等についてのなんらかの発言をなされた記憶はありませんか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） ちょっとその前に、小林議員のちょっと勘違いもあるかも知れませんが、ちょっと私が町長名で参集を願うのは、町の各課の施策を御報告を今年度1年の皆さんにもたしかあげたと思いますけれど、今年度の各課の施策と、それと各課の配置表、そういうのを皆さんに知らせするために町長名で招集は1回だけさせていただくことがあるんです。毎年それ1回やってます。そのときに挨拶したのか総会るとき挨拶したのか定かではございませんけど、私は嘆願書を出してくれ、全部出させていただきたいという話はしたことございませんし、意見があれば申してくださいということで話をしたことはございます。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） 私はその町長から、それに関する発言は一切したことはない嘆願書についてはです、こういうふうな答弁をいただきましたので、それを信じて先ほど塩田議員の質問の中で町長、副町長から頼まれた云々の表現は、塩田議員の勘違いであったんだというふうに理解してとりたいたと思います。

そういう意味でもこの自治会長会の意見というものは、それだけ大事に考えるべきものと考えてます。だからそれを自治会長さんの意思を、何らかの形で行政が利用するような動きは決してやってはならない。あくまでも任意の団体で、その代表者である自治会長さんである。お願い

することはあってもいい。しかし嘆願書を出してくれたら俺たちは私たちは助かりますが、議会の議決した内容についての嘆願書です。議会が否決した、言葉はわりと変わってますが、本来議決した内容についてそうでないような方向にいきなさいという嘆願書なんです、この自治会長さんの嘆願書は。だけ、私は重く受け入れなければならない、そういう考え方のもとで、自治会長さんの総意であるならば重く受け止めなければならないと感じてます。そういう意味で。

そうでない場合、先ほどのもう1点の言葉です、議会はいらん、町民に聞くという言葉がありました。これもおっしゃってないんでしょうね。町長いかがですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 委員長が私の部屋に尋ねて来て、俺たちの言い分受けとめてくれとかいろいろやっさもっさありました、実際。そのときに、私は住民の意思を大事にするということで、例えばこういう話があるよということで、町民総会の制度もあるよと、自治法の中にありますので、議会をもう開かないで町民総会とかそんな制度もあるよというのは、ただそういう裏話がきょうここで暴露されたということは、実際私はいろんな話をできないという形になりますので、そういうことでちょっと心に決めました。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） 塩田議員もお聞きになってると思いますんで、町長の実際の言葉はどうか、当然自治会長会の総会においても66人の自治会長さんが耳にしておるわけですから、町長のお言葉が正しいなと正しいというふうに自治会長さんが判断されて、さらなる行動をとられることと思いますので、これについてはこれ以上申し上げません。

もう少し、この自治会長さんを利用するような形が起こってはならないという、もう少しお尋ねしてみたいことがある。これ2月に町長の選挙があったわけです。2月の町長の選挙のときに、町長の得票と対立候補の得票と投票に来なかった人の得票があるわけです、来なかった人。割合で考えてみますと、9人の有権者がおられて、その9人のうちの4人は町長の票なんです。対抗馬が2人なんです。そして選挙に来られてない方が9人のうち3人なんです。こういうふうに有権者の意思は町長選挙で表示されたわけです。

そこで、自治会長さんの意思は尊重しなければならないと申し上げた。しかし、アンケート、きょうの新聞、ここ読売持ってますけども、きょうの新聞でも毎日新聞のこれ記事ごらんになった、読売ですこれ、一番最後のところに、町は7月の町民アンケートで8割以上が統合より2校体制を望んでいると9月議会に再提案しておる、いい、この新聞記事だけ読むと、住民の8割以上が統合を望んでおるといふ新聞記事なんです。実際いいですか、そういうふうに全体を考えて、先ほど全所帯数をお尋ねしたのはここでこういう質問したかったからなんです。

今度のアンケートについては、中学生以下の子供がおる世帯千三百何ぼです。20%に全所帯

の20%に届かんぐらいの方です。その中でアンケートの答えが返ってきたのは四十何%、40%ぐらいです。そのうちの賛成が80%です、あくまでも。ということは先ほどの有権者の数で申し上げますと、9人のうちの1人に満たない0.7人ぐらいがこのアンケートのおっしゃるような答えを出したわけです。0.7人ぐらいの方。住民の8割ぐらいの方々が賛成であるというふうな新聞記事にもなっておる。

先般の自治会長さんの、自治会長さんと厚生文教の委員会の意見交換会にも後ろのほうで聞かせていただきましたが、自治会長さん方の中にも住民の8割以上が賛成してる内容に反対するとはどういうことかという意見が出ておりました。だから新聞記事に基づくこの住民の8割というのは極めて危険な数字、新聞記事もそうやし恐らく発表するときそういう発表したんであるならば、住民の8割じゃないでしょ、町長どうですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 記者に発表したときは事実をそのまま、一応千三百何がしのアンケート用紙を配付したところ40%強の答えが返ってまいりました。その中の80%強が現状のままやってほしいと、そういう形で記者発表はしたところございまして、あとは新聞社のほうにちょっと話聞いていただきたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） ということは町長、私は知らんと新聞が勝手に書いたということで。新聞が勝手に書いてくれたことが8割以上の賛成になつとるわけです。これで町民の意思、反対派はなんばかなことをしよるんかとかこういう意思表示になってくる、だから自治会長は全部で連名に書いてきた。こういう嘆願書につながった。その途中であなたが頼んだこともない、しかし自治会長、任意の団体である自治会の報酬もいただいています。非常勤職員としての立場もある、委嘱状もらって、この方々が連名に出してきた。私は初めに申し上げたように極めて重い受けとめ方をしなければならぬと感じていたが、今までお尋ねした内容、さらにこれ最高裁の判例があるんです。最高裁の自治会とか町内会等に対する判例というのがあって、これに昭和42年のものなんですが、特定地域の住民により結成された任意団体であって、当該地方公共団体の下部行政区画でも財産区でも区長等の役員の選出何とかかんとかにつき規約を持つこういうものであると書いてある。だから地方当該地方公共団体の下部行政区画では全くないという最高裁の判例が昭和42年に出てるわけです。

先ほどそれぞれの要綱について設置し、まちづくり交付金あるいはこういう仕事を自治会長にお願いして委嘱状を出しておる、私はこれに極めてかなり、抵触する部分じゃないかという認識は持っておりますが、これはもっと上のほうです。最高裁に戦ったってかなうはずがありませんので、私の認識で終わってきますけども、ただ十分に住民の意識と自治会長さんの意識が十分一

致したものであるという考え方にはなかなかかれんでおるんですが、私が間違っておるとお考えですか、町長。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 私も何回も言ったように住民の意思は2つの中学校をそのまま存続してほしいということは住民の意思ということはこれはもう前回の6月議会のときから言ってますから、これ私は自信を持っております。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） その今申し上げ、私がお尋ねしたのは、住民の意思と自治会長さんの意思が完璧に一致しておるもの。今回の嘆願書についても、自治会で十分検討された上で意思決定された上で出てきたものであるというふうに私はちょっと心配であるが、あなたはどのように考えられますかというふうにお尋ねしよるわけです。その答弁で終わります。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 自治会長さんもいろいろあると思います。それは町に出す地区計画でも全戸でつくったところと役員さんでつくったところ、いろんな形があると思う。

そして今回の役員会にかけたところ、自治会長がその自治会の皆さんの雰囲気を感じながら、このいわゆる陳情ですか、陳情を一緒につくったという場面もございましょうし、それは多々あるかと思いますが、意思としては自治会、特に築城地区は築城中学校早く建ててほしいという懇願でございますんで、椎田地区のほうから全く出てきておりません、そういう意味では。だから築城地区の皆さんが、やっぱりそういうひしひしとした願いでそのまま築城中学校残してほしいというのが1つの私は願いだと、このように信じております。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） まだ時間いいですね。

○議長（田村 兼光君） ある。

○議員（2番 小林 和政君） あのね、ちょっともう少しお話をしてもらいます。（ ）おっしゃいましたけども、各自治会から要望書が出されておって、各地区の工事の優先順位が短期、中期、長期で出てます。それについてそれを最優先してその他一切の力は働かんで公共工事を実施しておりますという答弁いただいております。

ただ、緊急性等で順番が多少ずれる場合はあり得るけども、原則としてそれが自治会長さん、自治会からの要望書に基づく、公共工事が実施されておるといふふうにお答えいただいております。

じゃあ自治会、例えば自治会長さん側に見れば、手当はもらっておる補助金はもらっておる、工事についてはその自治会の要望によって工事が進められるということになると、町長がそういう話はお願いしなかったというお話でございましたけれども、それをにおわせるような発言

があったならば、自治会長さんの中で、おおこれは俺んがた一番先にやってもらおうという気持ちが起こる危険性が高いと思うんですが、そのときに町長が私よく申し上げますけども、最高の倫理観を持って対応するのが本当の町長でなければならない。先ほどからいろんな方が町長こうあってほしいというようなお話をされております。非常に不公平な場面、私は何回も一般質問でもお話ししました、こういう場面があらせんか。こういう不公平な自治会によって不公平なことが起こっておるのは、はっきり言いますと町長と特別仲のいい方のところは多く進んでおり、先になっておるんじゃないかという気持ちがするわけです。私は。

だから初めに申し上げました、自治会長さん方の意見ですから最高の重きをおいて対応しなければならないという認識は持っておりますけども、非常にあなたの答弁を聞いておって、心配がますます増してきたということで、私は一般質問を終わらせていただきます。

○議長（田村 兼光君） 御苦労さん。

これで本日の一般質問は終わります。残りの質問についてはあす10日に行います。

本日はこれで散会します。御苦労さんでした。

午後4時25分散会
